

謝花昇の農業思想 —沖繩と近代農学の出会い—

並 松 信 久

要 旨

謝花昇は沖繩で生まれ、第一回県費留学生として東京で農学を学び、農業技師として沖繩県庁の高等官となる。しかし土地問題をめぐって知事と対立し、県庁を辞職後、民権運動に身を投じる。しかし運動は挫折し、36歳の時に精神に変調をきたし帰郷した後、43歳の短い生涯を閉じる。謝花が沖繩の民権運動において指導的な役割を果たしたことに關しては、すでに数多くの研究成果がある。しかしながら、謝花が学んだ近代農学との關連については論じられることが少なかった。謝花の活動と近代農学とを結びつけた研究成果がまったく見当たらないというわけではないが、謝花が依拠した近代農学の特徴と謝花の活動との關連が問われることはなかった。

謝花の農業思想は、沖繩県の経済的自立と政治的自治とを求める実践や運動の過程で形成されたものであり、その中心的な課題は農業と土地をめぐる問題の解決であった。この問題の解決にあたって謝花が依拠するのは、帝国大学農科大学農学科で学んだ近代農学であった。近代農学は多くの欠点をもっていたとはいえ、農業経営や農業技術面での合理性は保たれていた。勸業政策を推進する立場におかれた謝花は必然的に沖繩振興の構想を提示する必要に迫られる。謝花の早世によって構想は完結したものとはいえないが、謝花の著書や講演、そして遺稿となった論文によって沖繩構想がなされたことは明らかである。

しかし謝花による沖繩構想の実現は、その合理性のゆえに、沖繩に残る多くの旧慣が障害となる。そして謝花の沖繩構想は徐々に政治の不合理性に直面せざるをえなくなり、その転換を迫られる。農業分野から政治分野へと転換であるが、この転換は謝花の沖繩構想の限界ではない。沖繩構想の合理性は色あせるものではなく、現代でも示唆的な面が少なくない。謝花は科学者や研究者ではないので、近代農学の実践者とは言い難いかもしれないが、その精神において科学的合理性を備えていた。謝花は、科学的合理性という精神を備えているという点で科学主義に忠実であった。謝花は科学主義によって権力に抵抗し、地域的な利己主義と対立していった。この過程で謝花の農業思想が形成され、沖繩構想が提示されたものの、それを否定するような悲劇が起こった。

キーワード：謝花昇、沖繩振興構想、近代農学、農業思想、糖業

内容目次

- 1 はじめに
- 2 明治期の糖業
- 3 近代農学の摂取
- 4 沖繩糖業論の展開
- 5 土地整理と農工銀行
- 6 沖繩振興構想の課題

1. はじめに

謝花昇（じゅはなのぼる）（1865-1908、以下では謝花と表記）は、1865（慶応元）年に沖縄（琉球）の島尻郡東風平間切（ごちんだ まぎり）（間切は行政上の市町村に相当する）の農家に生まれる。第一回県費留学生として東京で近代農学（本稿では近代農学を、農業を対象に観察と実験によって形成される科学と定義する）を学び、農業技師として県庁の高等官となる。しかし土地問題をめぐって知事と対立し、県庁を辞職後、民権運動に身を投じる。しかし運動は挫折し、謝花は新たな職を求めて山口県に旅立つが、その途上の神戸で精神に変調をきたす（36歳）。そして静養のため帰郷した後、43歳の短い生涯を閉じる。謝花は沖縄のエリートコースを歩み、「階級打破」の象徴として、さらに波乱の生涯を送った人物として著名である（全国的な知名度は低いが、少なくとも「東風平謝花」として沖縄では知らない人はいない¹⁾）。従来まで謝花が注目を浴びたのは、その民権運動との関わりであった。謝花が沖縄の民権運動の指導的な役割を果たしたことについては、すでに数多くの研究成果があり、従来までほぼ絶え間なく議論が繰り返されてきた（謝花の民権運動が注目された重要なきっかけは、1972（昭和47）年の沖縄の「日本復帰」であったことはまちがいない²⁾）。謝花の事績は民権運動との関連で説明されることが多い。しかしながら、謝花が関わってきた農業との関連、あるいは謝花の学んだ近代農学と民権運動の関連については論じられることが少なかった。

謝花は民権運動の指導者として著名であるが、その事績を考えれば、農業や土地制度に関わり続けている。すなわち、謝花が提出した1891（明治24）年の帝国大学農科大学農学科の卒業論文「讃岐国糖業之実況及ヒ其改良策」から、（現在まで判明している範囲で）事実上の絶筆となる「砂糖消費税法案に対する調査」（『中央農事報』、第12号、1901年、47～53ページ）と「農工銀行と産業組合」（『中央農事報』、第13号、1901年、13～5ページ）という二つの論文に至るまで、ほぼ一貫して砂糖生産と土地制度の問題および小農の組合活動に関する議論を展開している³⁾。謝花は土地制度を改善し、農業振興策を考え、その振興策を通じて沖縄の地域発展を考えている⁴⁾。これは端的にいえば、農科大学で近代農学を学んだ謝花が沖縄という場において、自らの農業思想をどのように形成したのかという問題である。謝花の民権運動は、この延長上にあっただのではないかと考えられる。したがって本稿は、謝花の民権運動に関する研究成果をまったく無視するものではないが、謝花が民権運動に関わる（あるいは、関わらざるをえなかった）ことになった思想の「内発性」⁵⁾の一端を明らかにしたいと考えている。

内発性を明らかにするという点で本稿は、大江健三郎（以下では大江と表記）の描く謝花の思想の形成過程に近いものであるといえる。大江によれば、謝花は「泰西的農学士」となって沖縄の「封建割拠の遺習」にたいする、もっとも効果的な、最初のたたかいを指導した人間であることは、それを事実において否定することはできない⁶⁾。ここでいう封建割拠の遺習と

は、明治期に残存した旧慣とその温存政策のことである。旧慣は主に四つあった⁷⁾。一つは地割制度という土地制度であり、集落単位で期間を定めて農民相互間の割替を行う共有制度である。沖縄でこの制度が資本主義的土地私有制度に切り替わるのは1904（明治37）年である。二つは土地制度に対応して租税負担が村共同体の連帯責任で行われていたことである。租税も現物納が原則とされ、これが個人による金納となるのも1904（明治37）年頃である。三つは地方統治機構に関して旧来の間切・村制度が維持されたことであり、すべての地方制度が本土と同一になるのは、1921（大正10）年である。四つは秩禄（家禄）処分を引きのばして、旧士族層に対して優遇措置を行ったことである。秩禄処分が最終的に完了するのは、1910（明治43）年である。こういった旧慣あるいはその温存政策に対して、謝花は近代農学を通して、どのように対応したのであろうか。本稿は、謝花はどのようにして泰西の農学士となったのか、そしてその泰西の農学士は封建割拠の遺習をどのようにとらえ、どのように変えようとしたのかを改めて問いかけていこうとするものである。

しかしながら、謝花の活動と近代農学とを結びつけた論文がまったく見当たらないというわけではない。たとえば、田里修は謝花の生涯を評価して、その特徴とすべき点は謝花が「近代沖縄史の上で初めて、沖縄の未来を、沖縄の農業を語る、近代農学という学問の上に立って語った」という点を強調する⁸⁾。本稿も大筋で、この結論に対して異論はないが、この田里論文では、謝花が依拠した近代農学の特徴が問われていない。

本稿では、まず謝花が直面した明治期の沖縄農業、とくに謝花が農業振興の中心に考えた糖業をめぐる動向について概観する。そして糖業に関する謝花の論考と他の農業論を比較して、謝花の論考の特徴を考えていく。その際、主な史料とするのは前述の謝花の卒業論文（以下では卒論と表記）と、自費出版された著書『沖縄糖業論』である。さらに謝花が糖業の発展をはかる上で直面した土地制度の改革と農工銀行について考察し、謝花による沖縄振興の構想を検討していく。そして最後に謝花の沖縄振興構想の限界あるいは残された課題を追っていくことにする。

2. 明治期の糖業

甘蔗（サトウキビ）は慶長年間（1610年頃）に南中国から奄美大島に伝来し、製糖が行われたのが最初と伝えられている。沖縄では、それ以前から甘蔗がつくられていたようであるが、製糖技術の中国からの伝来は、この頃であるとされる⁹⁾。そして、第二次世界大戦後までは沖縄や鹿児島をはじめ、九州および四国の西南暖地一帯でも甘蔗は栽培され、主として家内工業的な黒糖（沖縄の製糖は黒糖が中心で産額の6～7割を占める）生産が行われていた¹⁰⁾。沖縄では甘蔗から砂糖への製造のほとんどは、小規模農家の自家製糖であり村内の砂糖組（与）によって共同で運営される牛馬を動力としたサーターヤー（製糖場）で製造されていた

(この製糖場は明治末期で約2,000カ所あった)。

1888(明治21)年に至って沖縄県では、それまでの旧慣であった甘蔗作付制限令が撤廃される。甘蔗の作付制限は、琉球王府時代の1697(元禄10)年から行われていたものであり、琉球内での食料確保、砂糖価格の下落防止、王府の財政補強が主な目的であった。この制限令が約200年間にわたって維持されてきた。近代になってからも旧慣温存政策のため作付制限令は維持されていた。しかしながら制限令の撤廃以前から、すでに制限令は有名無実化していたようである。沖縄県庁も旧慣温存政策を一応は掲げながらも、糖業については明治政府の振興策(農業への商品作物の導入と育成)に歩調を合わせるように積極的に奨励していた。沖縄県庁の積極的な奨励や租税の金納化の実現、買上糖代価(くわしくは後述)の増額などによって、農民は「琉球処分」¹¹⁾(廃藩置県に相当する)後もなお作付制限令があったにもかかわらず、換金に便利な作物として甘蔗作付面積を増加させていった。

たとえば、1881(明治14)年11月に上杉茂憲(1844-1919、もと米沢藩の藩主であり、約1年間のイギリス留学の後に、沖縄県の第二代県令として1881年から83年まで在職した)¹²⁾が巡回視察で、謝花の出身地である東風平間切へ立ち寄った際の間答によれば、

問当年ノ作並如何、答穀物可ナリノ作ナリ、然シ蕃薯ハ不足ナリ、二三月比ハ、往々蘇鉄ヲ喰フニ至レリ、因テ蕃薯ノ不足セシハ何故ナルヤ、其原由ヲ詰問セラレシニ、答当間切ハ、宿債二万五千円ノ巨額ニ上レリ、近年砂糖ノ価騰貴セシユエ、宿債ヲ支消センガ為メ、多ク甘蔗ヲ植ヘ、自然ニ蕃薯ノ不足ヲ来タセリ、抑昨年焼過糖ノ代価ヲ以テ、既ニ五千円ハ償却セリト、虚飾ナク弁解ス¹³⁾

という状況にあった。この時、東風平間切は甘藷(サツマイモ)は甘蔗に切り換えられつつあるため、ソテツを食べなければならぬほど深刻な食料不足状態に陥ることもあった。東風平間切は経済的に恵まれた地域ではなかったが、この状況は東風平間切に限定されたものではなく、沖縄全体にみられる現象であった。

東風平間切の謝花は当然、この状況をつぶさにみていたと考えられる。したがって、謝花はすでに県費留学生として上京する以前から、糖業の拡大と食料不足という矛盾に満ちた問題を背負っていたのかもしれない。そして糖業の奨励と食料の確保という政策的矛盾を解消するために、開墾事業が明治政府および沖縄県庁の勸業政策の一環として位置づけられていた¹⁴⁾。開墾の対象地は、久米島、宮古、八重山などの離島と沖縄本島の北部であり、開墾の主体は、主に首里や那覇の旧士族であった。開墾は勸業政策の一環として位置づけられていたので、どちらかといえば食料確保という意味合いは薄く、糖業の普及が中心となっていた。開墾事業においてとくに問題となるのは、間切や村(字に相当する)の共有財産である^{あご} 杣山(かつての王府^{そまやま} 監督の山林や入会地)の払下げという安上がりな政策によって、開墾が進められていったこと

である（くわしくは後述）。

有名無実化していた甘蔗作付制限令とはいえ、この撤廃によって商品生産、とくに糖業は着実に拡大する。しかしながら拡大したといっても、沖縄の耕地面積に占める甘蔗作付面積の割合は、1887（明治20）年の6.9%から、1903（明治36）年に至ってもなお11.3%に過ぎず、増加率は約2倍弱であり、それほど大規模なものではない（この拡大は田から畑への地目変換によって行われているが、ある程度の米が県外から確保できる見通しが付いたことも影響を与えている）。土地利用の面では甘蔗は相対的に少ない作物であったのである（作付面積で最も大きな割合を占めていたのは甘藷であり、全耕地面積の約35%から約50%を占めていた¹⁵⁾。その一方で製糖農家数は1891（明治24）年の22,490戸（総農家数に占める割合は32.3%）から1898（明治31）年には45,778戸（総農家数に占める割合は58.1%）へと、8年余りの間に約2倍強となる。その後、製糖農家数は約45,000戸前後で推移し、それ以後ほとんど変化していない¹⁶⁾。甘蔗作付面積と製糖農家数の増加率からみて、甘蔗作はきわめて短期間に普及したといえる。農家は砂糖という商品生産の経営に積極的に関わり、この商品生産は制度改革の進行よりも速く展開した。砂糖によって農村の商品経済の浸透が進展したといえる。そして、この糖業の普及の速さは、農家の生活を変化させずにおこななかった。農村生活は砂糖価格に大きく左右されるようになり、大正期には砂糖価格の暴落が生活に打撃を与える一方で、甘蔗作の拡大によって食料がなくソテツを食べるといふ「ソテツ地獄」とよばれる食料不足状態に陥っている。この原因は、第一次世界大戦後の世界的な経済不況の影響を受けたためであるとともに、世界の砂糖需給構造が変化したこと、黒糖需要（沖縄は黒糖に特化していた）が農村部に限定されていたこと、そして沖縄の農民が甘蔗作によって本土農民以上に商品経済に包摂されていたことなどであると考えられる¹⁷⁾。

一方、明治政府は1880（明治13）年頃に砂糖を綿製品とともに貿易収支をもっとも圧迫している輸入品と位置づけ、砂糖の国内自給率を高めるために国内生産の拡大をめざして奨励策をとっている。東北や北海道に対しては甜菜（テンサイ）糖の奨励、そして沖縄の場合には貢糖（当初は琉球王府の島津藩に対する借金償還策として考え出されたものであり、貢米の一部を砂糖で代納させた制度）という現物納税制度の継続、買上糖（当初は琉球王府が財政を補強するため、砂糖の残余を一定の代価で買い上げる制度であり、王府は安い代価で買い上げた砂糖を転売して財政収入とした）の価格の引上げなどであった。明治政府の後押しもあったため、1888（明治21）年に甘蔗作付制限令は撤廃されたものの、糖業をめぐる旧慣は残っていた。結局、買上糖は1899（明治32）年まで残り、貢糖は土地整理（くわしくは後述）が終了する1903（明治36）年まで残った¹⁸⁾。このような旧慣温存政策のため、買上糖と貢糖の制度が存続し、農家は村割当（形式的には個人を納税主体とは認めていなかった）の買上糖と貢糖を皆納しないかぎり、砂糖の売買を自由にできなかった¹⁹⁾。

また生産された黒糖は地元の仲買商によって買い集められ那覇市場に出されるが、この流通

面においても、砂糖前代まえだい（農民が糖商から砂糖代金の前渡しにあたる高利融資を受ける）という旧慣が残存していた²⁰⁾。これに対して沖縄県庁は1880（明治13）年から県による無利息の砂糖前代（貸）を行い、それは1889（明治22）年まで続く²¹⁾。もっとも、この県の制度は良質な貢糖や買上糖を円滑に徴収できることを明治政府に保障するという効果をねらったものである。県の制度は1889（明治22）年で終わるが、明治30年代においても砂糖前代は広範にみられる状態にあり、沖縄の産出糖の約5分の1が、これによって取り引きされるという状態にあった²²⁾。砂糖前代だけでなく、砂糖自体の流通も複雑であった。仲吉朝助なかよしちようじよ（1867-1926、以下では仲吉）²³⁾によれば、黒糖が生産者から消費者に届くまでには、産地における仲立人・仲買商（1905（明治38）年において約80名）、大阪市場における問屋・紹介者・仲買商、そして消費地における小売商と6つの段階を経なければならなかった²⁴⁾。もちろん、この流通経路によって砂糖価格も高くなり、生産から消費に至るまでに約2倍強になっていたといわれる。

明治政府による国内糖業の保護育成政策は、日清戦争の頃を境にして転換する。それは日本の精製糖業が確立し原料を海外に依存するようになったためである。日清戦争によって日本が台湾を領有するようになって、それが決定づけられる。日清戦争後の1896（明治29）年頃には沖縄糖の生産額は年々増加していたものの、台湾糖の輸出額の3分の1程度となってしまふ。その後、台湾糖に対する保護奨励策は積極的に進められ、1900（明治33）年には台湾製糖株式会社が設立される。この結果、沖縄糖のもつ意味は大きく変わる。つまり沖縄の製糖は勸業政策の対象としての意味が薄れ、これに代わって課税の対象として財政的な意味をもつようになる。1901（明治34）年には砂糖消費税法が制定され、砂糖消費税収入の伸びは高く、制定時には約17,000円であったが、その5年後の1906（明治39）年には約710,000円と約42倍となる（他の税収に比べても最も大きく、沖縄の国税の約38%を占めている）²⁵⁾。ところが、この消費税は消費者負担というわけではない。消費税というのは本来、消費者負担であるけれども、砂糖価格の暴落のために、生産者である糖業農民に生産税のかたちでしわ寄せされることになった。このため沖縄県の糖業農民は打撃を受ける。生産者対策として沖縄県庁は1901（明治34）年に政府に対して糖業補助を願い出ているが拒否される。翌1902（明治35）年にも再び糖業補助を願い出ているが、結果は前年と同じであった。1904（明治37）年には日露戦争の開戦にあたり、補助金どころか逆に非常特別税として、砂糖への課税が増加することになる。この結果、沖縄の糖業はますます不利な状況に追い込まれる。そして原料を海外に依存する精製糖業と台湾の粗糖業は拡大の一途をたどる一方で、在来糖業の崩壊は決定的となる。

「甘蔗糖業の歴史は即ち植民の歴史である」²⁶⁾といわれているように、世界の植民地の歴史と糖業は切り離せない。沖縄は植民地でなかったものの、その農業は国際商品である砂糖に大きく特化し、国際市場に直結したために、激しく変動する砂糖価格の相場に左右される。第一次世界大戦前に沖縄県からの砂糖輸出額は、沖縄県の輸出総額の約60%を下回ったことはなく、砂糖は沖縄の生産力を担っていた。しかし、ほぼ同様の生産量を維持していたにもかかわらず

らず、戦後にはそれが約30%となってしまうので、砂糖価格がいかに下落していたかがわかる²⁷⁾。そして砂糖の交易条件が悪化していく傾向にあったにもかかわらず、砂糖をめぐる商品経済の浸透によって、価格低下を生産量の増加で補うという形態をとりながら、ますます特化していかざるをえない状況となっていった²⁸⁾。こうして製糖業はさらに拡大し、これに応じて製糖会社は買収や合併を繰り返して大きくなっていった。東洋精糖が1916（大正5）年に沖縄県大東島の玉置商会の製糖業を買収し、翌1917（大正6）年には八重山産業会社の製糖業を合併し、同年に台南精糖が沖縄精糖、1919（大正8）年に沖縄精糖拓殖の両会社を合併する。これによって沖縄の糖業は、台湾の精糖会社の傘下に組み込まれていった²⁹⁾。

3. 近代農学の摂取

明治政府は沖縄に対して旧慣温存を当面の政策とした。そのなかで唯一の例外が、勸学（士族を含めた大多数の年少者を対象とする学校教育）と糖業を中心とする勸業であった。勸学については、前述の上杉県令によって推進され、1882（明治15）年に沖縄から5名の県費留学生在が本土へ派遣され上京する。謝花をはじめ大田朝敷（1865-1938、以下では大田と表記³⁰⁾、高嶺朝教（1868-1939）、岸本賀昌（1868-1928³¹⁾、今帰仁朝蕃（1年余りで帰郷し、代わりに山口全述が派遣される）である。5名は翌1883（明治16）年から学習院の別則中学科に入学し勉学を始める。学習院では和漢の読方や作文のほか、算術・地理・歴史・習字・修身・体操を受講し、幾何・代数・博物などの自然科学も学んでいる。そして1885（明治18）年6月に5名はそれぞれ進学先を決めて、学習院を中途退学する。謝花以外の4名は、慶應義塾に入学し福沢諭吉（1835-1901）に私淑する。これに対して謝花は、進学先として東京山林学校を選択する。謝花の場合、農民出身ということもあるが、卒業後の進路や職業をも考慮に入れた選択であった。東京山林学校は1886（明治19）年7月に駒場農学校と合併して東京農林学校となるので、謝花はこの合併以後、1891（明治24）7月まで駒場へ通学する。謝花は20歳前半の時期に、山林学校を含めて通算約6年間にわたり農林業教育を受ける。もっとも謝花の在学期間は、わが国の農業に関する高等研究教育機関が確立される途上にあり、多くのお雇い外国人教師が在職している上に、そのお雇い外国人が変わることによって、中心となる農学がイギリス農学からドイツ農学へと移行している時期でもあった³²⁾。

謝花の入学当時、東京農林学校は農学部と林学部の両本科と予備科および簡易科から成っていた。1886（明治19）年の9月下旬に始まった臨時試験によって、謝花は予備科第二年級への編入となる。そして翌1887（明治20）年9月には予備科第三年級へ進学する。この時に謝花を含めて3名の沖縄出身者が東京農林学校に在籍していた。他の2名は簡易科に籍を置いていた仲吉とおおしろちようせん大城朝詮である。謝花は1888（明治21）年9月に予科を卒業すると、林科ではなく農科の本科第一年級へと進学する。謝花は林業を含めた農業を勉学の対象にする。農林業の勉学

は謝花に大きな影響を及ぼすが、その他に謝花に影響を及ぼしたことには、在学中（予備科第三年級のと）に大日本農会の通常会員となったこと、そして横井時敬（1860-1927、以下では横井と表記）が講師として赴任してきたことである。謝花が農学部本科第二年級に在学中の1890（明治23）年6月に東京農林学校は帝国大学の分科大学として、難航の末に合併する（東京農林学校は農学科・林学科・獣医学科という編成の農科大学となる）。そして、この年の11月に横井が赴任している。

謝花は1891（明治24）年に帝国大学農科大学農学科を卒業する。農科大学へ提出した卒論の課題は、前述したように「讃岐国糖業之実況及ヒ其改良策」である³³。謝花は卒論の課題に「糖業」を選択した。糖業を選択したことは重要な意味をもち、謝花のその後を決定づけたといっても過言ではない。卒論に、この課題を選んだのは、単に沖縄において糖業が盛んであったというだけではない³⁴。前述のように謝花は在学中に大日本農会（1881年に設立）³⁵へ入会している。謝花が入会した大日本農会では、1888（明治21）年から翌年にかけて宮里正静（1846-?、以下では宮里と表記）という人物が「清國糖業實況」（『大日本農会報告』、第86号、1888年、26～40ページ）、「香港白糖製造所の實況附内外糖比較論」（『大日本農会報告』、第89号、1888年、43～9ページ）、「糖業振起説」（『大日本農会報告』、第90号、1889年、30～43ページ）など糖業に関する小論を立て続けに発表している。宮里はこれ以前にも、糖業に関して「愛媛縣讃岐國新栽甘蔗及ヒ鹿兒島縣大隅國株立甘蔗栽培損益比較表」（『大日本農会報告』、第28号、1883年、21～3ページ）や「鹿兒島縣大隅國大隅郡松原村新栽甘蔗改良栽培法試験損益比較表」（『大日本農会報告』、第29号、1883年、21～5ページ）などを発表している³⁶。宮里の論文では、謝花が卒論で取り上げる讃岐地方の事例が紹介されている。その内容は、讃岐地方は鹿兒島地方よりも気候条件が悪いにもかかわらず、讃岐地方が収益を上げているのは肥料と耕耘とに重点がおかれているためであるという。謝花はこの宮里の影響によって、糖業を卒論の課題に選んでいた。

宮里は1846（弘化3）年に鹿兒島に生まれ、明治期になって東京で洋学を学び、内務省勸業寮に出仕する。その後1878（明治11）年から約3年間にわたって、駒場農学校において農業化学を専門にしていたお雇いイギリス人教師キンチ（Edward Kinch, 1848-1920）の助手を務め、同時に共進会砂糖審査掛長や内国勸業博覧会審査官となる³⁷。宮里にイギリス農学を教えたキンチは、駒場農学校との契約を1876（明治9）年に結んでいるが、実際に講義を開始したのは翌1877（明治10）年である。さらに講義が開始された後の1878（明治11）年1月に、正式な駒場の開校式が行われている。そしてキンチの帰国は1881（明治14）年であるので、宮里は在日中のキンチとほぼ行動をともにしていた（キンチの助手は宮里以外にも、渡辺洵一郎、福田良作、竹尾将信などがいる）³⁸。つまりキンチの考え方が、宮里を通じて謝花にも影響を与えたと考えられる。

キンチは日本の糖業（とくに甜菜作）に関心をもち、分析報告書を出している（世界的には

砂糖貿易全体で甜菜糖が甘蔗糖を追い抜くという時期にあたり、キンチの関心も甘蔗よりは甜菜にあったと考えられる)。分析報告書の最後に、日本に「甜菜根糖製造所」を建設するにあたっては、まず数回にわたり栽培試験を行った上、製造した甜菜糖の価格に運送費を加算した甘蔗糖の価格と比較して、もし両者が等しければ甜菜糖製造に必要な資本などを甘藷栽培の拡張や甘蔗糖製造の改良に向けた場合との得失を考える必要があると述べている³⁹⁾。キンチは商品作物生産に関心をもっているが、それは単に技術的な側面だけに限られていない。いわば当然であるけれども、商品作物生産は経営採算性を考慮して進める必要があることを説いている。当時のイギリス農学は植民地経営を意識した商品作物生産を主要な研究課題とする傾向が強く、キンチも日本は植民地ではないものの、各地域における商品作物生産に強い関心をもっていた⁴⁰⁾。

キンチの考え方を受け継いだ宮里は、前述のような多くの論説を発表する。宮里は「我糖業の勢力を振起して外糖輸入の勢力を制せん」⁴¹⁾という危機感によって、糖業に関心を寄せていた。そして輸入品が安価で「廉價なる到底我の及ふ所にあらず」として、価格差が生まれているのは栽培・製造・販売のいずれに原因があるのかを問いかける。そして最も大きな原因は販売段階の輸送費にあるとする⁴²⁾。砂糖百斤の台湾と神戸間の運賃は25銭であるが、奄美大島と神戸間の運賃は45～50銭にもなる⁴³⁾。この安価の原因は、日本から香港などに石炭や雑貨類を輸送した運搬船が、日本への帰路に砂糖を積載するためである⁴⁴⁾。宮里は国内（奄美大島や沖縄など）の糖業が輸入品との競争力を失っているのは、この輸送費の問題にあると考える。そして「将来我國に至大の影響を及ぼすべきものは蓋香港精糖會社および台灣糖ならん彼は事業年に進歩し隨ひて商業益々勢力を逞ふし我は之に反して萎靡振はす漸く年に衰頽に赴くの状なれば今日は實に之か處置を爲さざるへからざるの時といふべし」⁴⁵⁾と、香港や台湾の精糖会社の拡大に反して、日本の糖業が衰退している状況を警告する。とくに輸入の増加が国内生産を圧迫しているという⁴⁶⁾。この輸入に対抗できるのは、宮里によれば沖縄群島であり、「第一糖區たる沖縄群島は實に本邦糖區中の第一位を占有せるものにして其他に比類なき所の地積に富み將來需用の供給を補ふべき寶島」である。そして目下必要とされるのは、組合の設置であり、組合が糖業に関わる栽培・製造・売買にあたるべきであると説く。宮里は奄美大島の糖業組合の組合規則を参考例として掲げ、その必要性を訴え、さらに「沖縄南洋諸島の人民は殊に改進の精神と競争の氣力に乏しきか故に勸奨保護の必用なるを予輩か最固信する所なり」⁴⁷⁾と、その保護奨励策の必要性を説く。沖縄の農家が改良進歩の精神や競争の氣力に乏しいのかどうかは疑問であるが、宮里が比較の対象にした台湾の糖業が過重労働であったことはまちがいない。宮里によるこれらの論説は、沖縄糖業に深く関わっていたので、謝花は大きな関心を寄せたと考えられる。

謝花の卒論は、前述のように讃岐の糖業を研究対象にしている。論文の構成は、研究対象に取り上げた理由と研究の重要性が書かれた緒言に始まり、地勢及氣候・種類・肥料・家畜ノ

事・栽培・製造・結論となっている⁴⁸⁾。謝花は讃岐を実地に調査しているが、それによれば讃岐の糖業が衰退した原因は、肥料が高価なこと、米価が高騰していること、恐慌が起こったことである。そして謝花は衰退の原因を解消するには、各事項を研究することが重要であると語る。

とくに謝花が力を入れて論じているのは肥料と家畜の事項である。この事項には当時、謝花の教師であったドイツ人教師フェスカ (Max Fesca, 1845-1917)⁴⁹⁾ の影響がみられる。それはフェスカの著書『日本地産論』⁵⁰⁾、とくに根菜類・甘蔗の項目⁵¹⁾ と謝花の卒論がきわめて似ていることからわかる (フェスカは甘蔗について、根菜類の項で論じているので馬鈴薯との比較もみられる)。フェスカは収益性の観点から耕耘・排水・施肥・輪作法などを問題にしており、最大収益をもたらすには、どのような肥料の組み合わせがよいのかを論じている⁵²⁾。ただし、収益性を追求するだけの掠奪農業は農業の基本から外れるものであるという。謝花の卒論では、肥料について大きく2点が指摘される。一つは、一般的に甘蔗の肥料には鯀粕・油粕・乾鰯・糠が使われているが、とくに鯀粕が科学的な裏付けなしに最適な肥料として使用されていることである。謝花はフェスカの『日本地産論』によれば、「穀類に適したる養分比例は又甘蔗に適するもの」⁵³⁾ として、各種肥料を混合して施肥すべきであり、鯀粕に偏るべきでなく、ときにはアンモニアを含む人糞尿も使用すべきであると主張する。肥料をつくる「最適比率」という基準となる概念は、フェスカと同様に謝花の教師であったドイツ人教師ケルネル (Oskar Kellner, 1851-1911)⁵⁴⁾ の計算結果に基づいている (フェスカとケルネルの事績を大まかにいえば、フェスカは日本の地質を調査し、ケルネルは日本の肥料を分析している)。ケルネルの計算によれば、讃岐糖業は窒素を失うような方法をとっているので、一反歩あたり「年々大略四円三十銭ノ損失ヲ蒙ルメリ」という。したがって謝花は「不経済及無法ノ施肥法ナル故ニ讃岐糖業ノ衰頽スル亦深ク怪ムニ足ラサルナリ」⁵⁵⁾ と説明する。これが、もう一つの指摘である。そして、この対応策としての「新ニ肥料ヲ得ルノ策」は、化学肥料のような金肥を購入するのではなく、牛馬糞、灰および汚物、甘蔗の枯葉、塵芥などを混ぜた混合堆肥を得ることであるという。もちろん、この混合はケルネルの計算に基づいて、どのような比率にするのかが問われなければならない。

次に家畜の事項である。この事項は前項の肥料に関する説明と連続している。甘蔗は、その栽培や砂糖の製造過程に多量の肥料と労力を必要とする。したがって家畜は、単に労力の費用節約に寄与するだけでなく、牛馬糞などの厩肥という肥料を提供することによっても貢献している。謝花は「家畜ヲ飼養シテ廉価ノ肥料ヲ得ルハ肝要中ノ肝要ト云フベシ」⁵⁶⁾ と強調する。謝花はこの点について、自ら調査した駿州有渡郡三保村の事例で実証する。三保村では甘蔗の搾^{しほり}搾である蔗葉が牛の飼養に使われ、これは他の地域でも多くみられるという。さらにこの搾^{しほり}搾は飼料となるだけでなく、薪 (精製過程の燃料源) としても用いられているという。この薪への利用については、ポーター (George Richardson Porter, 1792-1852) の著書 (謝花の卒

論では「ポルター氏甘蔗論」の一部を引用をして、国際的にも糖業の拡大にとって重要な点であると語る⁵⁷⁾。謝花は、讃岐糖業の拡大を考える場合、

製糖会社或ハ肥料貸付会社ノ設立ニアラズシテ最モ簡便ナル副産物利用ニ在リ成丈ケ多クノ家畜ヲ蔗葉ヲ以テ飼養シ勞力ヲ助ケ及肥料ヲ得又搾稈ヲ成丈ケ薪木ニ応用シテ薪料ヲ減ジ并セテ灰肥料ヲ得ルニアリ⁵⁸⁾

と語り、甘蔗栽培と家畜飼養との複合経営の重要性を強調する。これは経営上も技術上も利点があるとする。

卒論では、肥料と家畜の事項に続き、栽培と製造に関する記述があり、最後に結論に至る。謝花は最後に、農場肥料や家畜飼養の利点を説いても、農民がそれらを実際に見ないことには糖業の振興につながらないと指摘し、普及の重要性を説き、それを担う農事試験所の設置を強く訴える⁵⁹⁾。

謝花の卒論は、その後の謝花の出発点ともいえるものである。『謝花昇集』（みすず書房、1998年）の編者である伊佐眞一によれば、それは4点に要約されるという⁶⁰⁾。一つは謝花の卒論には本来あるべき流通・販売あるいは組織・管理の問題がなく、この点で動態的ではなく静態的なとらえ方であり、さらに対象とする讃岐の事例は他の地域と共通の問題点が多く、讃岐の事例は特殊ではなく、かなり普遍性をもつ。二つは当時の糖業に関する分析とは異なり、謝花には国家を単位とした危機意識がみられず、外糖輸入を問題の本質とは考えていない。この意味で内的要因の分析と、そこから導き出せる具体的な方策に集中している。三つは当時の経済的に苦しい状況にある農民としての立場が鮮明に出ている。そのため謝花の提示する改良策は即効性を意図した短期的視野の政策であるという。四つは経験に基づく通説への批判と改良実践への指向である。通説の批判については、農科大学のお雇い外国人教師の影響が大きい。そして、とりわけ謝花には学理の実地への適用を指向している側面があるという。確かに謝花の卒論には、これらの特徴をみることができる。そして、これらの特徴は謝花の卒業後の経緯に大きな影響を与えているので、謝花は農科大学での教育、つまり近代農学（本稿では、当時の帝国大学農科大学での研究教育を総称して近代農学という用語を使用している）を忠実に受容したといえる。謝花は、農科大学のイギリス人教師キンチおよび宮里、ドイツ人教師フェスカとケルネルと受け継がれてきた近代農学を継承する。農科大学の近代農学は農業の技術的な側面だけでなく、経営的な側面も重視するという考え方である。キンチおよび宮里の商品作物、フェスカの地質、ケルネルの肥料は、単に大規模化や先端的な技術の導入に頼るのではなく、経営における収益性や経済性を重視し、それぞれの組合せや農業の各部門間の複合を強調している。さらに謝花が卒論の結論部分で説いている農事試験所の設置は、同じく農科大学の恩師である横井の『興農論策』⁶¹⁾で説かれていることとほぼ同じである。この点から横井の影

響も受けたことがわかる。しかしながら、謝花は近代農学の欠点も受容していることがわかる。それは、まさに前述の伊佐眞一の要約そのものである。つまり近代農学は、動態的な思考と地域性の欠落、外的要因への考慮不足、長期的な政策の欠如、理論の重視と実態の無視という欠点を抱えていたのである。謝花はいみじくも近代農学を忠実に受け入れることによって、その欠点をも抱え込んでしまった。一般的に欧米の農学が円滑に導入できなかつたのは、欧米の農学がわが国の風土に合わなかつたと解釈される場合が多い⁶²⁾が、謝花の場合をみれば、決してそうではなく、近代農学が基本的にもっていた欠点が様々な問題を引き起こしたと考えられる。

恩師の横井は謝花に対して、卒業後に沖縄に帰ろうとする時に、その才能を惜しみ「謝花は沖縄の謝花でなく、日本の謝花である」といったとされる。この言葉は大江もいうように「様ざまな方向に喚起力のある感慨をさそう」⁶³⁾ものである。謝花はもちろん、その生涯をかけて日本の謝花でなく、沖縄の謝花であると意識し、横井による間接的な在京の勧めを拒否する。そして1891(明治24)年7月に卒業(在京期間は約9年間であった)して、9月に内務省発令の沖縄県技師となる。農科大学の同級生の多くが、府県の農学校教師あるいは農商務省の農事試験場の技師となっている(卒業直後ではない)ので、謝花の内務省への採用は特異といえる⁶⁴⁾。そして、この内務省への採用は、謝花にとっては大きな転換点ともなる。というのは、近代農学を学んできた謝花にとって、農科大学の同級生がたどった教育者や技術者などの道とは明らかに異なっているからである。

4. 沖縄糖業論の展開

謝花は沖縄県内務部第二課へ勤務する。この第二課の業務は「農工商務及土木ニ関スル事項」と「官有地及土地収用ニ関スル事項」の二つである。謝花はこの二つの業務に深く関わっていくことになるが、1893(明治26)年に地方官官制が改正され内務部の事務分掌が変更になる。第二課がそれまで受けもっていた農工商務が第三課の担当となり、謝花は専門技術官として第二課から第三課へ異動となる。謝花は第三課へ異動することによって、糖業に関わり続ける。

1893(明治26)年4月に謝花は第十四回砂糖審査会審査長となり、同年9月に農事試験場公会堂における沖縄私立勤業会の開催時に「甘蔗敷地に就て」という講演を行う。謝花はこの講演のなかで「工芸作物ハ農家年中ノ食物作物ヲ栽培シタル残余ニアラサレハ栽植スヘキ者ニアラス」と述べ、沖縄農業が甘蔗に偏重していると批判する。謝花にとって、前述の卒論でも考察したように、複合経営のもとで甘蔗作の拡大は意味をもつ。甘蔗の単作(モノカルチャー)を拡大しても、経営的にも技術的にも農業の発展につながらない⁶⁵⁾。むしろ沖縄では前述のように甘藷が減少して食料不足をもたらすという結果となっている。1888(明治21)年に甘蔗

作付の制限令が撤廃されていた（実際には1880年代前半に制限令は有名無実化していた）が、これによって甘藷が不足し県民の食料不足が生まれているとすれば、農業政策を変更すべきであると訴えている。

謝花は、この講演を行った同年9月に、1895（明治28）年に京都で開催される予定の第四回内国勸業博覧会の沖縄県事務委員に任命され、各地の甘蔗栽培と砂糖製造の実情をみて、糖業の現状と課題、そしてその改良案をまとめる。それが1896（明治29）年に自費出版された著書『沖縄糖業論』である（大日本農会や恩師の横井へ寄贈される）。謝花にとって糖業の振興は沖縄農業の根幹に関わるものであり、卒論以来の課題である。しかし、もちろんこの著書は単に卒論の手法、つまり近代農学を沖縄糖業にそのまま適用したものではなかった。卒論から約5年が経過していたこと、そして何よりも謝花が具体的な施策に携わったという経験を積んでいたことによって卒論とは明らかに違っていた。約5年間の経過は、糖業をめぐる情勢を大きく変化させた。この著書の構成は緒言に始まり、糖業の沿革・気候及土性・耕地・栽培・製造・収額及収支計算・販売・改良の要点・糖業に関する慣例規約となっている⁶⁶。卒論に比べて、明らかに経営や販売に関する記述が多くなる。謝花が沖縄糖業の現状に関わり、その改善策となると経営や販売における問題点が目に付いたのであろう。謝花は著書の緒言において、沖縄経済における糖業の位置づけ、そしてその糖業が台湾のそれとの競争関係に立たされているという状況から説明を始める⁶⁷。謝花は卒論（あるいは近代農学）における動的な思考の欠落と外的要因への考慮不足を補わざるをえなかった。

糖業に関する収支計算をすれば、沖縄県の「島尻地方のみは其収支漸く香川県と匹敵すべし然れとも土地気候の状態より云へは其右に出でざるを得ず是れ蓋本県の栽培製造の方法未だ彼に及ばざるを知るに足る」⁶⁸という。卒論で取り上げた讃岐と比べて、気象条件が良いにもかかわらず、沖縄の糖業が経営面ではるかに及ばない。沖縄の糖業が商品経済の展開のなかで合理的な管理・流通・販売をしていくのが課題であることはいうまでもないが、とりわけ重要なのが、謝花が卒論では注目しなかった土地問題である。謝花は「山林原野と耕地の関係」を取り上げ、将来は放牧という粗放的農業よりも、資本と労働力をより多く投入する集約的農業へと移行せざるをえないと説明する。そして次に耕地と蔗作反別との関係、甘蔗作地と農民の関係が説明されるが、甘蔗作地の拡大は耕地の転用よりも開墾によって拡大すべきであり、狭小な耕地を効率よく活用するために集約度を高めることが重要であるという。そして著書では、栽培・製造・収額及収支計算・販売などについて、現状の把握と問題点が指摘される。最後に「改良の要点」として、集約的農業を推進するために各地方に農事試験場を設けるという提案や、白糖需要の増加に対応する水力・汽力模範製糖所の建設案が示され、最後に「現品納なる所の貢糖を廃し金納とせざるべからず蓋し貢糖は本県製糖の改良上一大障害物なればなり」⁶⁹と結んでいる。

『沖縄糖業論』には著述されていないものの、謝花は貢糖に関して、その他にも問題視して

いたことがある。それは共有金問題である。貢糖によって現物納された砂糖は大阪市場で換金されたが、そこで得られた砂糖の売上代金と租税額との差額分が納税者に還元されることなく、共有金として積み立てられていた。この公的資金の管理と運営が恣意的になされ、かなりの金額が用途不明となっていた。この金額や保管に関する確かな記録は残されていないが、謝花は『沖繩時論』（第27号、後述）の論説などによって批判している⁷⁰。共有金問題の疑惑の追及は、後述の沖繩倶楽部の主要な活動の一つでもあった。

1898（明治31）年3月に謝花は内務部第五課勤務兼農事試験場長に就任する。謝花は卒論ですでに農事試験場の重要性を強調していたので、まさに言説通りの地位に就いたことになる。しかしながら第五課は謝花にとって糖業との関わりをもち続けられるものの、決して望ましい職場とはいえなかった。というのは当時、勅令によって内務部は第四課までの設置が定められ、第五課はとくに必要な時にのみ設置が認められていたにすぎなかった。しかも、それは重要度に応じて特例的に認められるものではなく、あくまで便宜的に設置される部署であった。そして当時の内務部が抱えていた最も重要な課題は土地整理であったが、第五課はこの業務から外れていた。したがって謝花の着任は明らかに左遷であると考えられる⁷¹。これは同年の沖繩県土地整理事務局の設置時に、謝花が土地整理事務官からはずれたことで明白となる。しかし、これは突然の左遷というわけではない。この時までの杣山処分をめぐる知事の奈良原繁（1834-1918、沖繩県知事の在任期間は1892（明治25）年から1908（明治41）年までの約16年間、以下では奈良原と表記）⁷²と謝花の対立が伏線となっている（くわしくは後述）。

ところで、沖繩の農事試験場はすでに1881（明治14）年に設立されていた⁷³。謝花が試験場長に就任したときには、すでに設立後17年が経過していた。試験場の設立当初の業務は、甘蔗、稲、麦、煙草、藍、椰子、ウコンなどの試作と砂糖製造に関する試験であった⁷⁴。その後はとくに甘蔗の栽培と砂糖の製造が重点課題となり、沖繩糖業の発展に寄与している（この取り組みはさらに拡大され1906（明治39）年に農商務省糖業改良事務局が開設される）。謝花が糖業改良を進めたのは、もちろん糖業を中心とする商品生産の拡大をめざしているからである⁷⁵。これに対して1901（明治34）年の通常議会で砂糖消費税法案が提出される。謝花は、この増税によって受ける国内糖業と沖繩糖業への影響を調査する。この調査報告が、『中央農事報』（全国農事会）⁷⁶に掲載された前述の「砂糖消費税法案に対する調査」という論文である。謝花はまずこの法案に対して、

今日内國の糖業に對しては製糖試験場を設け其模範を示し若くは當業者に必要なる智識を授け或は製糖器械を貸付し又は肥料購入の便宜を與ふるが如き専ら保護獎勵の道を講し以て輸入を防禦すべき時期に拘らず、之れに課税せられんとするの議は其當を得たるの策とは云はれざるべし⁷⁷

と批判する。謝花は試験場を設けるなど従来までの自説や実践を述べた後、国内糖業が保護を必要としている時期に消費税法案は不適切であると強調する。そして国内糖業と沖縄糖業に分けて、それぞれに対する影響を説明する。国内糖業に対しては八項目の問題点をあげ、結局、消費税法案は政府予算の負担、脱税者の跳梁、帳簿の煩雑さなどをまねくことになり、「内國製糖業の前途を杜絶し遂に禁止的性質の法律と化し去るべし」と述べる。とくに謝花は「砂糖課税法實施後三四年間は消費税にあらずして製糖業者の直接負擔となるべし」と述べ、実際には消費税ではなく生産税となると考える。謝花の予測は結果的にあたった。すなわち、税金を支払わなければならなかった糖商が税額分だけ農民から砂糖を安く買っていたため、砂糖消費税の実施後、大阪の黒糖市場では糖価は上昇しなかったのである。さらに、これまで沖縄糖業が拡大してきたのは貢糖に依存している部分が多い（貢糖の制度が残っているので糖業を継続拡大している）ので、消費税が課税されれば、製造者（栽培者と製造者は同一）は減少し、さらに税金滞納者が多く出ると考えられる。そこで問題となるのは滞納処分である。旧慣では納税主体は村となっているので、処分の対象は村や親類縁者となるが、ちょうど土地整理法が施行中であり、土地整理事業が完了すれば納税主体は個人となるので、大きな混乱が予想される。つまり消費税法案は、他の政策との整合性をもたないために大きな欠陥を抱えているという。貢糖という現物納や納税単位が村であるという租税制度が不備のまま、新税を導入することには問題がある。謝花は沖縄では土地制度と租税制度は同時並行的に整備しなければ、それぞれの意義を失うことを見抜いている。

5. 土地整理と農工銀行

謝花は結果的に土地整理事業から遠ざけられたものの、糖業の振興に携わる際に土地制度の問題は避けて通れなかった。当時の沖縄の土地制度は、琉球王府時代の地割制度に集約される⁷⁸⁾。土地は村の共有地であり、基本的に個人の所有を認めない制度であった。仲吉によれば、王府の地割に対する方針は「百姓の勞力、資力に應じて耕地を分配せしめ、貢租の負擔を公平にし、併せて土地の増進せしむるを目的とす」ということである。そして地割には大きく三つの種類があり、一つは各戸の男女家族の総数に平等に地割配当するという「共産的地割」（調査村数の約26%でみられる）であり、二つは各戸とも一定不変の配当率が決まり、租税調達を主眼として単に土地だけが移動する「資本主義的地割」（調査村数の約37%でみられる）であり、三つはこれらの折衷形態であり、「共産的地割」から「資本主義的地割」への過渡的な地割（調査村の約70~80%でみられる）である。二つめと三つめにみられるように地割制度は貢租制度とともに展開したものであり、納税主体が村という租税体系に連結したものとなっていた。琉球処分以後も、行政事務を行う間切や村の役人は、琉球処分以前の地割制度をそのまま踏襲していた。これとは対照的に日本本土では、1873（明治6）年に始まった地租

改正が1881（明治14）年にすでに完了していた。したがって明治政府が琉球処分による沖縄統治を始めて以来、土地制度・租税制度・地方制度という三つの制度は、明治政府が解決を図らなければならない問題であった。しかしながら明治政府は沖縄の士族層や対中国政策への配慮から、それら三つの制度については琉球王国時代のものに対して根本的な変革を加えないとする旧慣温存政策をとっていた。この結果、沖縄では地租改正に相当する土地整理事業は大幅に遅れ、1899（明治32）年から1904（明治37）年頃までにやっと完了するという状態であった⁷⁹⁾。1898（明治31）年に沖縄県土地整理事務局が設置され、翌1899（明治32）年に沖縄県土地整理法が公布される。土地整理事務局は農民に対して、土地整理の目的が土地所有権の確定と土地測量にあり、さらに地割制度の整理であると説明していたが、明治政府は沖縄の土地整理は地租改正の一つであるという位置づけをしていた。結局、明治政府の方針通りに、土地整理事業は地租改正へと結びついていく。

土地整理事業の進展にともない、明治政府は旧慣温存政策を変更することになる。すでに明治20年代の日清戦争前後の情勢の変化を受けて、明治政府は政策転換をして、沖縄統治政策である旧慣温存政策を変更していた。謝花は1893（明治26）年に土地調査委員の兼任（内務部第三課勤務）となって実態調査を行い、その直後に沖縄県は「開墾趣意書」⁸⁰⁾を発表する。この趣意書はおそらく謝花の執筆であろうとされるが、そのなかで、

昨年来屢々実地を視察し山林の保護村民の苦情等に差支無之分は成るべく開墾致させ度見込に有之最も旧藩士初め士族人民とも志願の者陸続之あるに付左の命令書を発し応分の地所貸与致度

と述べる⁸¹⁾。趣意書では開墾に対して積極的な姿勢がみられ、間切や村の共有財産である柚山も荒蕪地であることが多いので、開墾を許可すべきだと述べる。さらに開墾は旧士族層に対して単に許可を出すだけでなく、遵守義務を明記した命令書を出して許可を出すべきであるという。命令書は開墾許可に際して、その目的を逸脱しないように可能な限り細かい制約条件を付けようとするものであった⁸²⁾。この後、命令書は開墾の際の規定を示したものとして、引き継がれていく。しかし奈良原知事の意図するのは、旧王族である尚家一族や内地の有力政治家と実業家、そして県官吏などに対する開墾許可であった。謝花は1894（明治27）年に首里士族から出された柚山開墾申請を却下する。この結果、謝花は奈良原知事によって開墾事務主任（内務部第三課）の職を解任される。もっともこの解任の原因は、新川明によれば（大田の『琉球新報』誌の記事から）謝花が予定の区画以外の柚山への開墾許可を出したために、地元農民との間で問題を起こしたためであったとされる⁸³⁾。これらのことから謝花が知事（政治権力）と農民（地域的な利己主義）との板挟みになったと考えられる。

「開墾趣意書」発表の数カ月後に、大蔵省と内務省が沖縄の旧慣調査に乗り出す⁸⁴⁾。両省は

それぞれ調査の視点が異なり、大蔵省は地租改正と地籍調査を担当し、内務省は旧慣制度と民情調査を担当する。大蔵省は、調査（12日間）にあたった^{におこしげ}仁尾惟茂主税官が「大綱ヲ提督スレハ先旧慣法ヲ吟味シ地籍ヲ精査シ田制租税ノ改正及土地所有権分与ノ事ヲ決行シ又地方制度ノ根本ヨリ之カ改革ヲ図ルニアリ」⁸⁵⁾として、地籍調査の実施を訴え、地籍調査と地租改正とを区別している（この点が地租改正ではなく土地整理事業となった所以である）。この調査報告は明治政府の意見として採り入れられ、沖縄県の県政改革の方針となる。一方、内務省は1894（明治27）年に一木喜徳郎（1867-1944、以下では一木と表記）書記官を調査のために派遣する。この派遣は「開墾趣意書」に直接的に関連していたわけではないが、内務省は沖縄県知事から地方制度改正の申し出があったことを受けて、一木を派遣した。一木は二月上旬に来島し40日間ほど沖縄に滞在して、地方制度調査を行っている。一木は間切制および郡制に関する草案や土地制度改正案などを提出し、この調査結果として『一木書記官取調書』を提出する⁸⁶⁾。一木自身はこの地方制度調査について「其仮には役に立たなかつたけれども、後年沖縄の地方制度改革の源は為した」⁸⁷⁾と語っているように、取調書には内務省の考える改正の方向性が示されている。大蔵省の調査結果と異なる点は、地籍調査と地租改正との区別が明確でなく、地租改正以前に地方制度の改正を行うべきことが説かれている点である。一木は取調書において、

土地官民有査定ハ最モ緊急ノ事業タルコト疑ヲ容レス（中略）然レトモ地方制度ノ改正ニ先チテ土地制度ノ改正ヲ行フハ想フニ順序ヲ得タルモノニ非サルヘシ（中略）故ニ地方制度ノ改正ハ土地制度ノ改正ニ先チテ之ヲ行フノ適実ナルヲ認ム⁸⁸⁾

と明記して、地方制度の改正から始めて土地制度と租税制度の改正へと順を追って行うことが必要であると説く。

しかし旧慣の地方制度は温存されたままであった。日本ではすでに市町村制や府県制がとられ、自治体が予算を審議してから決定し、市町村会も府県会も設置されていた。しかし沖縄県では県会も市町村会もなく、沖縄県知事には県予算の審議や決定権はなく、それらはすべて内務省と帝国議会が握っていた。沖縄県知事は予算に関しては、単に予算決定のための資料を提出し、決定された予算を執行するだけであった。しかしながら県会が存在しないために、知事は予算以外の県政全般については絶大な権限をもっていた（この制度は1905（明治36）年まで続く）。そして、このような体制のもとで謝花は自らの意見が採り入れられることなく、土地整理事業から離れていく。それが決定的となるのは、前述のように1898（明治31）年7月に公布された「臨時沖縄県土地整理事務局官制」のもとで土地整理事務官から謝花がはずされたことであった。

この官制公布の翌1899（明治32）年に沖縄県土地整理法が公布され、それ以後4年間にわた

って土地整理事業が実施されたが、結局、土地整理法では柚山は官有とされる。明治政府の意図は、各自治体の公有地の確保と農商務省の国有林の確保（結果的に農商務省は国有林野を国頭地方と八重山地方にのみ設置し、他の地方の柚山は地元の間切に有償で払い下げることになるが、この払下げ代金は間切の林野収入を上回っていた）であった。しかし柚山の使用収益については旧慣（入会）のままとされる。旧慣のままとされた理由は、土地整理事業は大蔵省主管の下に行われたものの、林野（主に柚山が占める）については、内務省が地方財政の面から、農商務省が国有林経営の面からそれぞれ検討する必要がある、担当事務局がとりあえず柚山を官有として、その処分をもち越したためである⁸⁹⁾。そして沖縄県庁は、柚山の官有化は土地整理後に行うこと、その間の使用収益は旧慣（入会）通りであると説明した。さらに柚山を私有地として認めた場合には、多額の税金負担が個人や村にかかり、前述のように農民の負担が増えてしまうので半官半民の方が良いと説明していた⁹⁰⁾。柚山が官有とされたことで、当時の沖縄は総反別約212,180町歩のうち、民有地が約112,816町歩で官有地が約99,365町歩となる⁹¹⁾。総面積の約半分が官有地となり、官有地がかなり大きな割合を占めることになった。そして1903（明治36）年に土地整理の完了後に柚山が官有地として登記されると、地元住民は官有地に立ち入ることを禁じられた。そこで地元住民は薪炭材採取用の山林を各村に払い下げてもらう必要が生じ、その代金は約84,000円にのぼった。一方、土地整理によって最初の数年間は地租が軽減されたが、その後急速に地租は高くなり、前述の砂糖消費税や沖縄県酒類出港税とともに地租が主要な財源となっていった。結局、土地整理によって租税負担が軽減されたということはなかった⁹²⁾。

ところで1898（明治31）年12月に県技師の辞職願を内務省に提出し官職を辞した謝花は、翌1899（明治32）年に東京で沖縄倶楽部を結成する⁹³⁾。この沖縄倶楽部は奈良原知事批判・土地整理問題・参政権獲得の三点を中心に活動が行われる。まず争点になったのが柚山の位置づけであった。奈良原知事は前述のように柚山を官有、つまり国の所有にするように主張して「官地民木」説を唱えた。その理由は、農民が税金を納めなくてもすむということであり、官有となっても、地元の農民が利用できるということであった。明治政府はすでに1876（明治9）年から1881（明治14）年までの山林原野官民有区分にあたって官有地をできるだけ拡大する方針で臨んでいたため、1877（明治10）年以降は強権による入会権の排除に乗り出していた⁹⁴⁾。結局、明治政府による官地民木という方針は、奈良原知事によって沖縄にもちこまれた。もちろん、前述のように官地となれば立ち入りが禁止され、民木とはならなかった。これに対して、柚山を官有にすれば、農民が自由に柚山に立ち入って生活のために利用できなくなるとして、謝花は反対した。謝花は「民地民木」説、つまり民有林にするという主張を展開した。この主張は恩師の横井による「官有化は部落有林野から農民的利用を排除しようとするものである」という考え方の影響を受けていた⁹⁵⁾。横井は「町村の公有林と部落有林とを比較して何處に町村有の林野で部落有の林野よりも立派に出来て居る林野があるか、これが何よりの

證據だ」と述べ、一貫して公有林野に対しては批判的であった。さらに「部落有林野と云ふものは、入會地となつて居るものである。此の入會の制度と云ふものは、下層民の爲めになる制度である」⁹⁶⁾として、部落有林野が地元の農民にとって有用なものとなっていることを強調した。横井の影響を受けた謝花が、農民に対して働きかけた点は二つあった。一つは、百姓地や旧地頭地などをそのまま耕作農民の所有にするということであり、もう一つは、柚山を従来のままの形態で残すということであった。しかしながら当時の農民は沖縄県による説明にしたがい、民有になれば税金負担が増えるということで、官有（あるいは半官半民）を望む傾向が強かった。この点で謝花の主張は説得力に欠けていたといえる。

沖縄倶楽部が最大の目標に掲げたのが、沖縄県の参政権獲得という要求であり、機関誌『沖縄時論』（第27号まで刊行されているが、第27号しか現存していない）を発刊して訴えている⁹⁷⁾。謝花にとって参政権獲得は、土地整理事業に対して農民の要望を反映させようとする意図の延長上にあったものであるが、結局、この要求は沖縄内部にとどまらず、衆議院議員選挙法の沖縄への適用を求める参政権獲得運動へと発展していく⁹⁸⁾。この運動は、一般的に中心人物の名前にちなんで謝花の民権運動とよばれる⁹⁹⁾。しかしながら参政権獲得要求は、沖縄県全体の要求というわけではなかった。沖縄県のなかから要求に反対する人々も出る。というのは、首里や那覇の旧士族は免税という特権を与えられていた（旧士族層は琉球処分後も家禄が保障され、1909（明治42）年まで金禄で支給されていた¹⁰⁰⁾）ために、免税の特権を捨てて選挙権を要求する意志はなく、もしこのような状況で選挙が実施されれば、旧士族層は排除されて不公平となると反対した。旧士族層は『琉球新報』という新聞を通して、謝花の民権運動に反対する。大田などが中心となって発刊した『琉球新報』誌では、すでに沖縄倶楽部の結成直後から、謝花の民権運動は土地整理事業を阻害するものでしかないとして、謝花への批判が繰り返行われていた¹⁰¹⁾。

沖縄では土地整理とほぼ相前後して着手されたのが、農工銀行の設立であった。謝花にとって参政権獲得運動と農工銀行の設立とは離れがたく結びついている。というのは、奈良原知事に対抗する政治勢力となるため、謝花にとって衆議院議員となることと農工銀行の役職に就くことは、ほぼ同じ意味をもっていたからである。謝花は1897（明治30）年に農工銀行設立準備委員となり、翌1898（明治31）年11月に常駐取締役となる。そして謝花は参政権を得て代議士になる目論見が消えたことによって、1900（明治33）年に農工銀行の定款を改正し、重役を3名から5名に増やそうとする（5名の重役を独占するか、もしくは過半数を得て農工銀行の実権を握ろうとした）。しかし同年の通常総会および臨時総会において取締役立候補した謝花をはじめとする「壮年派」（謝花の発言に由来するグループ名。これに対する反謝花グループは「老年派」とよばれた）は、すべて落選する¹⁰²⁾。しかし謝花らはすぐに役員選挙の無効を主張して裁判所に提訴するが、約3カ月後に棄却という形で結審する。こうして謝花（あるいは壮年派）は農工銀行との関係が切れてしまう¹⁰³⁾。

これは謝花らの壮年派が選挙運動に負けたからというわけではない。大きな原因は謝花が行政と金融の関係を見誤っていたからである。というのは、当時の農工銀行の役員選挙は、取締役が二区三郡から1名ずつの5名、監査役が郡区によらない2名の連記投票であった。そして農工銀行は設立当初に、株式の一般公募による資産家への株式集中は懸念材料であると考えて、謝花の意見を採用して、県庁の共有金で一旦株式を買い取り、その株を各間切に配分するという方法をとっていた。したがって県庁の指揮系統下にあると考えられる間切の多くが農工銀行株を所有していたとすれば、奈良原知事（あるいは老年派）の意向が株主総会に反映するのは、いわば当然であったであろう。この意味で謝花は、当時の沖縄では行政と殖産興業のための金融が癒着しているという特異な経済構造を見落としていたといえる。

謝花は1901（明治34）年の『中央農事報』に掲載された「農工銀行と産業組合」において、農工銀行の問題点を指摘する。しかし、その指摘は行政と金融との癒着を批判するという視点からではなく、あくまでも農業振興の視点からのものであった。謝花によれば農工銀行は勸業銀行とは異なり、

専ら小農工業者に資本を貸付くるの目的を以て設立したるものなり、（中略）該銀行は一府縣を以て一營業區域とし、一營業區域内は一行を以て限られ、其設立地は多く府縣に於ける都會地にして、（中略）故に該銀行より資金を借入れんとする場合には、勢ひ銀行の所在地たる都會に到らざるを得ず、斯の如く貸す所の銀行は都會にありて、借るものは町村にあるが故に其受け拂を爲すに不便なるのみならず、大農工業者若しくは企業者は兎も角も、小農工業者が其事業の改善に要する資金は多くは小額なるを以て、抵當物の調査費其他借入に要する諸雑費等を計算するときは、表面上低利の資金も却て高利となるの事實あるに至れり¹⁰⁴⁾

という。農工銀行が勸業銀行（農工銀行法と日本勸業銀行法は1896（明治26）年に同時に公布される）とは異なり、小農を対象にしているにもかかわらず、その立地場所が都市部であるうえに、低利といっても諸雑費などによって高利となり、実際には小農への融資が行われていないと批判する。この点は大田も同様の主張であり、農工銀行の供給する資金は郡部の資産家の手を経由して、金利を上乗せして小農へ流れ、小農は高利のために充たしえない資金需要を、糖商から前代金のかたちで補わざるを得ないという¹⁰⁵⁾。謝花の場合、この農工銀行の欠陥を補うのが産業組合である。とくに産業組合（信用・販売・購買・生産の四種の組合がある）のなかでも信用組合は営業を小区域に限定し、「資本を貸付するのみにあらず兼て預金を爲し、以て勤儉貯蓄の念を喚起せしむる」という。謝花は論文の最後で、産業組合の設立は「都會熱の防禦」という意味もあると述べる。この信用組合の擁護、勤儉貯蓄や都會熱の防禦という主張は、恩師の横井の影響を受けたものである¹⁰⁶⁾。横井は小農の保護という立場から

信用組合の設立を訴え、農業および農村の特異性を強調していた¹⁰⁷⁾。前述のように、この論文が謝花の絶筆であるとすれば、謝花は農科大学の卒業以降も一貫して、農科大学や横井によって形成された近代農学を通して、沖縄の振興策を考えていたといえる。しかしながら謝花や大田の力説にもかかわらず、沖縄糖業をめぐる国際情勢や政策の変更によって、産業組合などの組合組織の結成は低調であり、目立った成果をあげなかった。産業組合に対する見通しの甘さは、糖業をめぐる情勢の変化という外部要因に求められることが多いが、謝花が卒論以来もち続けていた近代農学の欠点（たとえば、地域性の欠落や実態の無視、外部要因の考慮不足など）を克服していなかったという内部要因にも求められるであろう。

1901（明治34）年の謝花が36歳の時、新しい任地の山口へ向かう途中、謝花は神戸駅で精神に変調をきたす。このため、その後は郷里の東風平で療養することになる。しかし謝花の不幸はこれだけで終わらず、生活費にも困るなかで1904（明治37）年には長男昇一を亡くしている。そして謝花自身も再び職場に復帰することなく、1908（明治41）年に43歳の短い生涯を閉じる。

6. 沖縄振興構想の課題

謝花がその思想形成において、直接的にも間接的にも影響を与えた農会や農談会などの組織は、1880年代（明治10年代後半）から全国各地で農事改良運動として生み出されたものであった（勸農会や種苗交換会なども含む）。そして興味深いことに、かなりの農事改良組織は、自由民権運動の政治結社の流れを引いていた¹⁰⁸⁾。したがって1887（明治20）年以降の農会や農談会などの運動は、単なる地主としての利潤追求の運動ではなく、国家体制に沿った実業運動としての性格を帯びたものとなり、国家主義的イデオロギーを思想的な支柱とするものとなる。1894（明治27）年に開催された大日本農会による第一回全国農事大会において、横井は「政府議会等に建議するが如き政治運動は」不可であると指摘する。このため大会の実行責任者であった前田正名（1850-1921、以下では前田と表記）は窮地に立たされ、大日本農会を離れて全国農事会を設立する¹⁰⁹⁾。前田の実業（あるいは産業）運動¹¹⁰⁾は、こうした歴史的背景をもつ農会や農談会などの全国的統合運動であり、全国農事会は、その中核的組織であった。こうした農会や農談会などの展開をみた場合、謝花の行動との類似点と相違点が明らかとなる。すなわち、農事改良組織は政治と離れがたく結びついているのであり、それによって当然のように国家体制（倫理や思想も含める）に符合するものであるかが問われる。謝花の場合、政治に関わらざるをえなかったものの、符合しようとする体制は明らかに国家ではない。それはいうまでもなく「沖縄」であった。この点で安良城盛昭のいうように、謝花の民権運動は国家構想を欠いた単なる参政権獲得運動であり、自由民権運動ではありえなかった¹¹¹⁾。

謝花の農業思想は、沖縄県の経済的自立と政治的自治とを求める実践や運動の過程で形成さ

れたものであった。経済的自立と政治的自治は切り離し難く結びついているが、謝花の場合、その中心的な課題が農業と土地をめぐる問題の解決であった。この問題の解決にあたって謝花が依拠しているのは、帝国大学農科大学農学科（東京山林学校へ入学以降）で学んだ近代農学であった。謝花は、農科大学時代の近代農学をそのままに、とくに横井の教えを忠実に実践したといってよいであろう。謝花は沖縄の現状に対して、近代農学に基づく地域振興策を模索する。勸業政策を推進する立場におかれた謝花は、沖縄の勸業政策のあり方を再検討することになり、必然的に沖縄振興の構想を提示するの必要に迫られる。この構想は卒論で展開した近代農学に基づいて作り上げようとしたものであった。

謝花の早世によって振興構想は完結したものとはいえないが、前述の著書や講演、そして遺稿となった論文を通して、謝花のめざす沖縄振興構想は明らかである。まず商品作物生産、とくに沖縄では糖業の拡大であり、それは技術的な改良や発展のみでなく、経営採算性を重視すべきものである。そして農家が最大収益をもたらすための肥料と家畜の組み合わせを考える。そして、これらの組み合わせは技術的にも合理性のある、つまり科学的な裏付けのある（実験によって証明される）ものでなくてはならない。この点で謝花は農民への普及という面も含めて、農事試験場の役割を重視する。農科大学の近代農学は多くの欠点をもっていたとはいえ、農業経営や農業技術面での合理性は保たれていた。

しかしながら謝花の沖縄構想の実現は、その合理性のゆえに、多くの旧慣が障害となる。逆にいえば、この旧慣を政治的に利用しようとする人々にとって、謝花の沖縄構想は邪魔なものであった。当然のことながら、これら是对立することになり、政治的な権力をもつ側の意図が反映されていく。この過程で謝花の意図とは裏腹に、沖縄構想は農業分野にとどまらなくなる。謝花の農業思想のもつ合理性は、徐々に政治的不合理性に直面せざるをえなくなる。恩師である横井は一人でも多くの農学士が政界へ進出することを願っていたといわれる。横井は「雄大なる農民黨を組織し、羽織ゴロツキの集團たる既成政黨を逐斥して、健全なる輿論を議會の内に代辯し、以て國運を開拓」することを悲願として、選挙のたびに「振れ！振れ！農學出身者！」と声援をおくっていた¹¹²⁾。実際に謝花の参政権獲得運動に対して横井も応援していた。謝花は結果的に不本意ではあったけれども、この恩師の願いに忠実にしたことになる。しかし、この転換は謝花の農業思想の限界ではない。沖縄の地域振興にとって何が重要であるのかという問いに対して、もし農業よりも根本的に重要な点があるとすれば、近代農学はそれほど重要なものではなくなる。たとえ謝花が単に農業技師という視点だけしかもっていなかったとしても、沖縄構想の合理性はまったく色あせるものではなく、それどころか現代においても示唆的な面が少なくないと考えられる¹¹³⁾。

謝花と同じ農科大学出身の仲吉は、県庁から農工銀行に転出後に執筆した「県下の糖業と農業経済の関係併に其救済政策」（1907（明治40）年8月16日から9月4日付けの『琉球新報』に12回に分けて発表された）において、謝花の農業思想ときわめて近い考え方を提示している。

たとえば仲吉は「本県の農業政策は単一なる糖業の上に其の基礎を定めんとするに在るが故に一朝天災等に際しては危険なり故に之を救済せんが為めには農産物の種類と分量とを殖やすを以て得策となす」という。そしてこの方策として「一、農業試験場の事業、二、村間切の施設、三、勸業機関の秩序ある系図、四、小学教員・警察官吏・税務官吏の助力、五、新たに起るべき物産に対し勸業費を以て相当奨励すべきこと」¹¹⁴⁾をあげる。この主張は一見すると謝花のそれと変わらない。むしろ糖業を中心とする勸業政策については、仲吉の方が造詣が深いといえる¹¹⁵⁾。この意味で謝花によって持ち込まれた近代農学は仲吉によって継承されたといつてよいのかもしれない。いわば先駆者としての謝花の場合は、科学合理性に基づく理想と、沖縄における現実とのギャップが大きかったとみえる。このギャップは沖縄の諸制度が過渡期にあったために、さらに増幅された。仲吉の場合にはギャップがなかったとはいえないが、それを調査と分析、そして実践によって乗り越えようとしている。この点で仲吉の方が近代農学の実践者（あるいは実務家）といえるのかもしれない。謝花は仲吉に比べて、近代農学の実践者とは言い難いかもしれないが、その精神において科学的合理性を備えていた。謝花は、科学的合理性という精神を備えているという点で科学主義に忠実であった。大江は、謝花が科学主義によって権力に抵抗し、農民（地域的な利己主義）と対立していった図式を示す。そして、この過程で謝花の思想は形成され、現実的な自由民権家の誕生へと結びついたものの、それを否定するような悲劇が起こったとしている¹¹⁶⁾。謝花の悲劇は近代農学の限界を示すものであったといえる。また不遇な境遇（とくに晩年）という点では、台湾を研究対象とした日本の科学者と酷似している¹¹⁷⁾。科学を追求しながら政治に翻弄されていく姿は、謝花の一生と重なる。しかしながら、謝花と似非科学者あるいは多くの政治家との違いは、謝花は科学と社会の接点を絶えず模索している点である。それは悪戦苦闘の連続であったとはいえ、精神的に取り組んだ生涯であった。似非科学者や政治家のように権力に溺れてしまったりするようなことはなかったのである。

注

- 1) 高等学校の資料集（教科書）でも「謝花昇と民権運動」という章立てをして取り上げられている。新城俊昭『高等学校琉球・沖縄史（新訂・増補版）』、東洋企画、2001年を参照。なお本稿は、謝花の事績について、伊佐真一編『謝花昇集』、みすず書房、1998年に多くを負っている。
- 2) 大江志乃夫・大田昌秀・新里恵二・大江健三郎「〈座談会〉謝花昇—その生涯が語るもの」（『世界』、第303号、1971年、10～41ページ）。謝花の民権運動論を整理した研究には、大里知子「謝花民権論についての一考察—特に沖縄の「日本復帰」に関して」（『沖縄文化研究』、第22号、1996年、619～98ページ）がある。最も早くに謝花像をつくり、謝花を著名としたのは、親泊康永『義人謝花昇伝—沖縄自由民権運動の記録』、新興社、1935年（後に大里康永『謝花昇伝—沖縄解放の先駆者』、太平出版社、1970年として加筆修正され刊行）である。この著書をめぐって種々の評価がある（復刊の経緯については我部政男「義人謝花昇伝」について」（『新沖縄文学』、第20号、1971年、10～1ページ）。太田良博「謝花昇伝の虚像（続）」（『新沖縄文学』、第35号、1977年、203～14ページ）を参照。謝花の伝記は親泊（大里）の著書以外にも数多くある。たとえば、嘉陽安男「謝花昇伝」（谷川健一・鶴見俊輔・村上一郎責任編集『ドキュメント日本人2悲劇の先駆者』、学藝書林、

- 1969年, 273~85ページ); 仲泊良夫「農民の子 謝花昇 (一八六五—一九〇八)」(『琉球偉人伝』, 沖縄風土記社, 1969年, 197~214ページ); 田港朝和「謝花昇年譜草稿」(『沖縄史料編集所紀要』, 創刊号, 1976年, 101~25ページ); 田里修「“東風平謝花” — 栄光と挫折」(琉球新報社編『新琉球史—近代・現代編』, 琉球新報社, 1992年, 111~37ページ)。
- 3) この絶筆となる2編の論文によって, 謝花は「沖縄に対する深い愛情と情熱をもち続けていたことがわかる」という。田里修, 前掲論文, 1992年, 116ページ。
- 4) 現在の沖縄の地域発展については, 拙稿「沖縄県の地域発展と農業—花卉の生産と出荷を中心に」(『京都産業大学大学院経済学研究科ORCプロジェクト・Discussion Paper Series』, No.REGION-09, 2004年, 1~14ページ)を参照。
- 5) 謝花における思想の内発性については, 新川明『反国家の兇区—沖縄自立への視点』, 社会評論社, 1996年, 143~58ページを参照。
- 6) 大江健三郎「謝花昇と沖縄」(朝日新聞社編『思想史を歩く 上』, 朝日新聞社, 1974年, 13ページ)。
- 7) 金城正篤ほか著『沖縄県の百年』, 山川出版社, 2005年, 67~71ページ。明治政府の旧慣温存政策に関しては対立する評価がある。「安良城・西里論争」とよばれるが, 主な論点は二つある。一つは明治政府の沖縄統治政策は旧慣温存政策として貫かれていたとする西里説に対して, 明治政府は当初は旧慣改革方針をもっていたが, 政治的理由によって旧慣存続方針に変更したとする安良城説がある。二つは経済・財政政策との関連で, 旧慣温存政策は民衆収奪策であるとする西里説に対して, 明治政府が経済・財政政策の視点から旧慣温存政策を採用していないとする安良城説がある。この論争は決着がつかないままに終わっている。金城正篤ほか著『沖縄県の百年』, 山川出版社, 2005年, 86~9ページ。
- 8) 田里修, 前掲論文, 1992年, 111~37ページ。
- 9) 池原真一『概説・沖縄農業史』, 月刊沖縄社, 1979年, 42~56ページを参照。
- 10) 昭和34(1959)年に甘味資源自給化対策の施行にともない, 糖業への国による財政援助が行われ, その対象となる振興地域が南西諸島に限定されてしまう。工藤政明「サトウキビ」(栗原浩編『工芸作物学』, 農山漁村文化協会, 1981年, 181~2ページ)を参照。
- 11) 琉球処分とは, 明治政府による琉球の日本への併合に至る一連の措置のことである。1872(明治5)年から1874(明治7)年までには, 琉球王国を琉球藩へ, 国王を藩王へ改称し, 外務省の管轄下においたが, 日本の台湾出兵をきっかけにして内務省に移管した。1875(明治8)年から1879(明治12)年までには, 冊封進貢関係の廃止, 明治年号の使用などが決められ, その後1881(明治14)年までに廢藩置県を宣言して併合が完了した。
- 12) 上杉県令は沖縄巡察によって旧弊の打破と近代産業の育成, そして公教育の普及を訴える。しかし旧慣温存政策をとる明治政府によって解任される。上杉県令の業績で特筆すべきものは, 謝花など県費留学生を東京に送ったことである。沖縄県編『沖縄県史』, 別巻(沖縄近代史辞典), 沖縄県, 1977年, 45~6ページ。
- 13) 「上杉県令沖縄巡回日誌」(琉球政府編『沖縄県史』, 第11巻(資料編1), 琉球政府, 1965年, 8ページ)。
- 14) 西里喜行「謝花昇と沖縄民権運動に関する一考察 (I)」(『琉球大学教育学部紀要』, 第21集1部, 1977年, 93~5ページ)を参照。
- 15) この点から沖縄の農業は, 多収性の甘藷を栽培して食べ, 換金性の高い甘蔗を栽培して売るという図式をとっていることになる。西原文雄『沖縄近代経済史の方法』, ひるぎ社, 1991年, 16~7ページを参照。
- 16) 琉球政府編『沖縄県史』, 第20巻(資料編10), 琉球政府, 1967年, 556~63ページ; 渋谷義夫「旧慣期沖縄における農民的経営の展開—甘蔗糖業に焦点を据えて」(三好正喜教授定年退官記念事業会編『小農の史的分析—農史研究の諸問題』, 富民協会, 1990年, 186~202ページ)。
- 17) 向井清史「ソテツ地獄」(琉球新報社編, 前掲書, 1992年, 191~213ページ); 富山一郎「世界市場に夢想される帝国「ソテツ地獄」の痕跡」(豊見山和行編『日本の時代史18 琉球・沖縄史の世界』, 吉川弘文館, 2003年, 267~88ページ)を参照。
- 18) 貢糖と買上糖という制度が温存された理由には原蓄財源説, 国内産糖確保説, 市場機構未整備説,

- 検査体制の勤業政策的利用などがある。渋谷義夫「旧慣期沖縄における糖業政策」(『南九州大学園芸学部研究報告』, 第18号, 1988年, 111~20ページ)を参照。
- 19) また労働面でも独特の組織が生まれ出される。甘蔗の収穫作業は、一部の地域を除き人力収穫が中心であり、甘蔗作全労働時間の55~65%を占める重労働であるので、そこにユイマールという相互扶助の労働組織が生まれる。現在も継続的に組織が機能している地域がある。宮西郁美「波照間島ユイマールにみる協同労働組織の実態と新たな機能」(『農業経済研究』, 第77巻1号, 2005年, 36~46ページ)を参照。
- 20) 金城功「明治期の沖縄の糖業」(沖縄歴史研究会編『近代沖縄の歴史と民衆』, 沖縄歴史研究会, 1970年, 123~8ページ)を参照。
- 21) 仲吉朝助「県下の糖業と農業経済の關係併に其救済政策(二)」(琉球政府編『沖縄県史』, 第16巻(資料編6), 琉球政府, 1967年, 877ページ)。
- 22) 「砂糖取引」(明治34年6月17日)(琉球政府編『沖縄県史』, 第16巻(資料編6), 琉球政府, 1967年, 309~10ページ)を参照。
- 23) 仲吉朝助は農科大学卒業後に、島尻郡役所および県庁につとめ、土地整理事業に手腕を発揮した。しかし県庁では厚遇されず、1906(明治39)年に農工銀行に転出して1915(大正4)年まで頭取をつとめている。謝花と同様、糖業に関する研究を行い、『沖縄県糖業論』は1907(明治40)年に刊行されている。また沖縄砂糖同業組合の組合長として、砂糖生産者擁護のための実践活動も行っている。また政治問題にも関心をもち、県会議員や県会議長をつとめ、晩年には首里市長もつとめている。沖縄県編『沖縄県史』, 別巻(沖縄近代史辞典), 沖縄県, 1977年, 421~2ページ; 西原文雄「仲吉朝助とその業績(上)」(『沖縄タイムス』, 1979年7月11日)を参照。
- 24) 仲吉朝助「沖縄県糖業論」(藤原正人編『明治前期産業発達史資料 別冊103(4)』, 明治文献資料刊行会, 1971年, 180~201ページ)を参照。
- 25) 1906(明治39)年の国税では、砂糖消費税の他に、地租(26%)と沖縄県酒類出港税(25%)が大きな割合を占めている。「沖縄県統計集成」(琉球政府編『沖縄県史』, 第20巻(資料編10), 琉球政府, 1967年, 368~72ページ)を参照。
- 26) 矢内原忠雄『帝国主義下の台湾』, 岩波書店, 1988年, 204ページ。
- 27) 瀬長亀次郎『沖縄からの報告』, 岩波新書, 1959年, 67~73ページ。
- 28) 沖縄県の糖業に対して、一般的に植民地に対して適用されるモノカルチャー概念を使えるのかどうかは議論のある点である。向井清史「戦前沖縄農業再論—その論点確認のために」(『南島文化』, 第12・13合併号, 1991年, 39~60ページ)を参照。
- 29) 西原雄次郎『日糖最近二十五年史』, 大日本製糖株式会社, 1934年を参照。
- 30) 大田は、沖縄において新聞編集にあたる一方、県会議員や晩年には首里市長もつとめている。沖縄に対する愛郷主義が強く、沖縄自治への志向が強くみられる。「公同会」(尚家を世襲の沖縄県知事にするように、日本政府に働きかける政治結社)運動へ積極的に関わるのも、この愛郷主義に基づく。したがって保守的な側面も強くみられ、謝花の民権運動や参政権獲得運動などに対しては批判的である。石田正治『沖縄の言論人 大田朝敷—その愛郷主義とナショナリズム』, 彩流社, 2001年を参照。
- 31) 岸本賀昌については、田里修, 前掲論文, 1992年, 119~21ページを参照。
- 32) 斎藤之男『日本農学史—近代農学形成期の研究』, 農業総合研究所, 1968年を参照。
- 33) 讃岐の糖業については、すでに江戸時代に平賀源内『甘蔗培養并ニ製造ノ法』(宝暦13年)という著書がある。しかしながら内田和義によれば、この著書は源内の創作部分はほとんどなく、中国の書物からの引用と翻案によって成り立っている。もちろん、讃岐は源内の郷里であり、糖業について無関心であったわけではない。内田和義『甘蔗培養并ニ製造ノ法』解題」(佐藤常雄ほか編『日本農書全集70 学者の農書2』, 農山漁村文化協会, 1996年, 32~48ページ)を参照。
- 34) 当時、糖業は世界的にも急速に拡大し、1890(明治23)年では世界の砂糖生産量は600万トンを超え、30年前の1860年の約500%の水準に達している。シドニー・W・ミンツ著/川北稔・和田光弘訳『甘さと権力: 砂糖が語る近代史』, 平凡社, 1988年, 149~52ページを参照。砂糖はヨーロッパの需要に応えるために熱帯でモノカルチャーを行った世界初の作物であるが、甜菜糖が拡大していくのともない、1885(明治18)年頃には、砂糖貿易全体で甜菜糖が甘蔗糖を追い越している。ヘン

- リー・ホブハウス著/阿部三樹夫・森仁史訳『歴史を変えた種』, パーソナルメディア, 1987年, 127～30ページを参照。
- 35) 大日本農会は, 1887(明治20)年前後に最も積極的に活動した全国的な有志農業団体であり, 全国農談会の会議に集まった老農と東洋農会(千葉県下総牧羊場の関係者の組織), 東京農談会(三田育種場の場員と近傍の有志者の組織), 混同農会(駒場農学校現業科の卒業生の団体)などによって組織された。当初は農商務省の外郭団体として農政や農事の施策浸透の役割を果たしているが, 政府の農業干渉に対する反発が強まるとともに, 不振に陥り各地で解散が相次いだ。大日本農会百年史編集委員会編『大日本農会百年史』, 大日本農会, 1980年を参照。
- 36) 宮里は, これらの小論以外にも, 『大日本農会報告』において「石灰ヲ肥料ニ用ウル理由」(第6号), 「海鳥糞骨粉成分比較説」(第7号), 「大隅国大隅郡蔗作ノ景況」(第7号), 「薩摩地方ノ景況」(第7号), 「骨粉肥料製造法」(第106号)などを発表している。これらの小論は, キンチの影響が反映されている。
- 37) キンチについては, 雑報「キンチ教授」(『東洋芸雑誌』, 第468号, 1920年, 41～2ページ); 友田清彦「駒場農学校におけるエドワード・キンチーその学問的業績を中心に」(『農書を読む』, 第6号, 1984年, 64～73ページ); 熊沢喜久雄「キンチとケルネルーわが国における農芸化学の曙」(『肥料科学』, 第9号, 1986年, 1～41ページ)を参照。宮里は晩年, 鹿児島商工会議所(後の商業会議所)会頭, 鹿児島紡績所長, 薩摩煙草株式会社社長, 鹿児島実業新聞社社長, 鹿児島米糖取引所理事などを歴任している。
- 38) キンチがシドニー万国博覧会に出品した分析書である *Kinch, Edward, Japan. A Classified and Descriptive Catalogue of a Collection of Agricultural Products exhibited in the Sydney International Exhibition by the Imperial College of Agriculture Tokio. Japan., Tokio, 1879.*の序文で, 4人の助手の協力に負うところが大きいと記述されている。
- 39) 「岩手縣栽培試験ノ件 附土質分析并同縣試作忝菜分析」(『農務顛末』, 第2巻, 1954年, 19ページ)。
- 40) これは当時のイギリスの農業カレッジの傾向でもある。拙稿「19世紀後半のイギリス高等農業教育の展開—王立農業カレッジの模索」(『京都産業大学国土利用開発研究所紀要』, 第22号, 2001年, 1～33ページ)を参照。
- 41) 宮里正静「清國糖業實況」(『大日本農会報告』, 第86号, 1888年, 27ページ)。
- 42) 輸送費の問題は糖業に限らず, 沖縄の場合, 産業全般にわたる大きな問題である。拙稿, 前掲論文, 2004年を参照。
- 43) 宮里正静, 前掲論文, 1888年, 35～6ページ。
- 44) 宮里正静「糖業振起説」(『大日本農会報告』, 第90号, 1889年, 39ページ)。
- 45) 同上論文, 1889年, 30ページ。
- 46) 宮里正静「香港白糖製造所の實況 附内外糖比較論」(『大日本農会報告』, 第89号, 1888年, 43～9ページ)。
- 47) 宮里正静, 前掲論文, 1889年, 31ページ・42ページ。
- 48) 「謝花昇の卒業論文」(知念善栄編『資料 農学士謝花昇』, 東風平町役場, 1983年, 107～21ページ); 謝花昇「讃岐国糖業ノ実況及ヒ其改良策」(伊佐眞一編, 前掲書, 1998年, 5～26ページ)。
- 49) フェスカは, 1882(明治15)年に農商務省地質局土性試験場監督として来日する。フェスカは日本各地の土性分析を行い, 日本農業政策に大きな影響を与えた。また東京大学農科大学で土地改良論, 家畜養殖論, 農場管理論などの講義を行っている。1895(明治28)年に任期満了にともない帰国している。フェスカに関する研究業績は数多くあるが, ここではとりあえず津谷好人「マックス・フェスカの農学」(『宇都宮大学農学部学術報告』, 第10巻3号, 1979年, 39～48ページ); 友田清彦「マックス・フェスカ『日本地産論』(1)(2)(3)—「終章」の翻訳」(『農村研究』, 第73・74・75号, 1991・1992年, 62～9ページ・68～77ページ・71～8ページ)を参照。
- 50) 『日本地産論』は, 「通論」と「特論」に分かれ, ドイツ語の原書は「通論」が1890(明治23)年に, 「特論」が1893(明治26)年に, 翻訳書はそれぞれ1年おくれて, 農商務省地質調査所から刊行されている。したがって, 謝花の卒論とは, ほぼ同時期に出されている。
- 51) フェスカ著/桜井武雄解題『日本地産論—食用作物篇』, 日本評論社, 1944年, 375～98ページ。

- 52) ぶろふえすそる・ふえすか述「農業改良按」明治21年（農林省農務局編『明治前期勸農事蹟輯録 下巻』, 大日本農会, 1939年, 1755~7ページ）。
- 53) マックス・フェスカ「日本地産論一通編」（近藤康男編『明治大正農政経済名著集2 日本地産論・日本農業及北海道殖民論』, 農山漁村文化協会, 1977年, 297ページ）；東井金平『欧米における日本農業の研究 第一巻』, 農林省農業総合研究所, 201~8ページを参照。
- 54) ケルネルは1881（明治14）年に来日し, キンチの後任として駒場農学校の農芸化学の教師となる。ケルネルは駒場農学校において土壌肥料, 家畜飼育, 養蚕などの基礎的な研究を行い, わが国の農芸化学の基礎を築いた。1892（明治25）年に任期満了にともない帰国した。
- 55) 「謝花昇の卒業論文」（知念善栄編, 前掲書, 1983年, 111ページ）；謝花昇「讃岐国糖業ノ実況及ヒ其改良策」（伊佐真一編, 前掲書, 1998年, 12~3ページ）。
- 56) 「謝花昇の卒業論文」（知念善栄編, 前掲書, 1983年, 114ページ）；謝花昇「讃岐国糖業ノ実況及ヒ其改良策」（伊佐真一編, 前掲書, 1998年, 16ページ）。
- 57) *The Nature and Properties of the Sugar Cane; With Practical Directions for the Improvement of Its Culture, and the Manufacture of Its Products*, Elder Smith and Co., 1830, p.38. ポーターは砂糖商の経験を持ち, 経済学と統計学を学び, 統計協会（Statistical Society）の創設者の一人である。Porter, G.R., *The Progress of the Nation in its social and commercial relations, from the beginning of the Nineteenth Century to the Present Day*, London, 1836. という著書を著して, 産業革命や工業化が生活水準に及ぼした影響に関して生活水準が上昇したとする楽観論を述べ, その後に停滞ないし下降したとする悲観論を述べたエンゲルス（Friedrich Engels, 1820-1895）と対照的な意見を出している。これが生活水準論争の起源とされる。Parris, Henry, Porter, George Richardson (1792-1852), *Oxford Dictionary of National Biography*, Oxford University Press, 2004.
- 58) 「謝花昇の卒業論文」（知念善栄編, 前掲書, 1983年, 115~6ページ）；謝花昇「讃岐国糖業ノ実況及ヒ其改良策」（伊佐真一編, 前掲書, 1998年, 18ページ）。
- 59) 糖業に関するこの点は, 明治政府部内で意見が分かれていたようである。たとえば前田正名による『興業意見』では試験所や伝習による改良を低くしか評価していないが, 内務省などでは試験所による伝習という改良事業を評価している。宮地英敏「初期農商務省の政策対立」（『歴史と経済』, 第183号, 2004年, 46~7ページ）。
- 60) 伊佐真一編, 前掲書, 1998年, 274~81ページ。
- 61) 「興農論策」（農林省農務局編『明治前期勸農事蹟輯録 下巻』, 大日本農会, 1939年, 1764~79ページ；金沢夏樹・松田藤四郎編著『稲のことは稲にきけ 近代農学の始祖横井時敬』, 家の光協会, 1996年を参照。
- 62) 斎藤之男, 前掲書, 1968年を参照。
- 63) 大江健三郎『沖縄ノート』, 岩波新書, 1970年, 99~100ページ。
- 64) 田里修, 前掲論文, 1992年, 120ページによれば, なぜ内務省辞令かという点について, 「沖縄で勤めるため」であったという。
- 65) 世界的にも糖業のプランテーションは投機的な企業体であった。しかしながら長期的にみれば, 投資家や農場主のリスクは, たえず需要が増加し続けたことで回避されたようである。シドニー・W・ミンツ著/川北稔・和田光弘訳, 前掲書, 1988年, 105~6ページ。
- 66) 謝花昇「沖縄糖業論」（知念善栄編, 前掲書, 1983年, 246~69ページ；伊佐真一編, 前掲書, 1998年, 48~87ページ）。
- 67) 台湾の製糖業は島内生産額で1890年代末（約68万担）から1930年代（約685万担）へと飛躍的な拡大をし, その大部分が日本内地に移出される。これに対して内地生産額（主に沖縄県）は1890年末（約90万担）から1930年代（約175万担）へとわずかな増加にとどまっている。矢内原忠雄, 前掲書, 1988年, 266~8ページを参照。
- 68) 謝花昇「沖縄糖業論」（知念善栄編, 前掲書, 1983年, 259ページ；伊佐真一編, 前掲書, 1998年, 71~2ページ）。当時, 島尻が沖縄全体の産額の約4割を占めている。沖縄県内務部第三課「沖縄県産糖表」（『大日本農会報』, 第162号, 1895年, 66ページ）。
- 69) 同上書, 261ページ；同上書, 74ページ。
- 70) 知念善栄編, 前掲書, 1983年, 345~62ページを参照。

- 71) 田里修「東風平・謝花再考く5」(『沖縄タイムス』, 1979年7月3日)を参照。
- 72) 奈良原については, 太田良博『沖縄にきた明治の人物群像』, 月刊沖縄社, 1980年, 275~87ページ。
- 73) 沖縄に限らず地方の農事試験場は, 1877(明治10)年前後に中央政府の勸農政策の受け皿として, 勸農試験場や植物試験場などの種々の名称で設立されている。その後, これらの試験機関は, 各地の状況に応じて県・郡あるいは農会の団体事業となったり, 農学校や講習所に合併されたり, 郡農事試験場として運営されたりする。拙稿「明治期日本における農業試験場体制の形成と課題—福井県松平試農場の事例を中心に」(『京都産業大学論集社会科学系列』, 第20号, 2003年, 58~60ページ)を参照。沖縄の農事試験場は, 1909(明治42)年の県制施行にともない, 地方農事試験場規定により, その名称を県立農事試験場と改めている。
- 74) 沖縄県農業試験場編『沖縄県農業試験場百年史』, 沖縄県農業試験場, 1981年, 14~6ページ。
- 75) 富山一郎「国境一占領と解放」(『岩波講座 近代日本の文化史4感性の近代』, 岩波書店, 2002年)によれば, 謝花による糖業改良の推進は, 商品生産の拡大と暴力的な占領とが重なり合うという状況において検討されなければならないという。
- 76) 『中央農事報』の発行主体の全国農事会は, 1894(明治27)年に大日本農会から分離独立して設立された農政運動団体であり, 農事試験場への国庫補助, 勸業銀行や農工銀行の設立を要望した。全国農事会は, その設立後, 約17年間にわたって事実上の系統農会の中央機関として活動した。西村栄十郎編『全国農事会史』, 日進舎(印刷), 1911年; 小倉倉一「農政及び農会—明治後期・大正初期」(農業発達史調査会編『日本農業発達史』, 第5巻, 中央公論社, 1955年, 309~415ページ); 武田勉「解題 全国農事会略史」(武田勉編『中央農事報』, 第十二巻(索引), 日本経済評論社, 1979年, 1~29ページ)を参照。
- 77) 謝花昇「砂糖消費税法案に對する調査」(『中央農事報』, 第12号, 1901年, 50ページ)。
- 78) 仲吉朝吉「琉球の地割制度」(『史学雑誌』, 第39編5号・6号・8号, 1928年, 441~66ページ・578~602ページ・797~830ページ)は, 地割制度に関する古典的研究として高く評価されている。以下の地割制度に関する引用は, この論文に多くを負っている。
- 79) 土地整理事業と農業の展開との関連は, 中江淳一「明治前期沖縄封建農業の構成」(『土地制度史学』, 第63号, 1974年, 43~53ページ); 同著者「沖縄県『土地整理』と商品生産農業の展開—戦前沖縄における農業土地問題」(『土地制度史学』, 第64号, 1974年, 42~60ページ)を参照。
- 80) この趣意書は謝花が執筆したのかどうかは不明であるが, 伊佐眞一によれば, おそらく謝花の執筆であろうとされる。伊佐眞一編, 前掲書, 1998年, 286~7ページ。
- 81) 同上書, 1998年, 37ページ。
- 82) 同上書, 1998年, 38~40ページ。
- 83) 新川明『異族と天皇の国家—沖縄民衆史への試み』, 二月社, 1973年, 226~7ページ。
- 84) 田里修「沖縄県における地租改正の特色」(『沖縄文化』, 第15巻2号, 1979年, 27~43ページ)。
- 85) 仁尾惟茂「仁尾主税官復命書写」(琉球政府編『沖縄県史』, 第21巻(資料編11), 琉球政府, 515~91ページ)。
- 86) 一木喜徳郎「一木書記官取調書」(琉球政府編『沖縄県史』, 第14巻(資料編4, 雑纂1), 琉球政府, 1965年, 491~606ページ)。調査の経緯については, 一木先生追悼会編『一木先生回顧録』, 一木先生追悼会, 1954年, 20~2ページ; 堀内良『一木喜徳郎伝』, 大日本報徳社, 2003年, 52~4ページを参照。
- 87) 一木先生追悼会編, 前掲書, 1954年, 21ページ。
- 88) 一木喜徳郎「一木書記官取調書」(琉球政府編, 前掲書, 1965年, 547ページ)。
- 89) 田里修, 前掲論文, 1979年, 38~40ページを参照。近代日本では各省庁(とくに大蔵省・内務省・農商務省)の政策意図のズレが, 当該地域に影響を及ぼすことが多かった。拙稿「農業土木事業の展開と課題—巨椋池干拓事業を通して」(『京都産業大学大学院経済学研究科ORCプロジェクト・Discussion Paper Series』, No.REGION-08, 2004年)を参照。
- 90) 仲吉朝助『柚山制度』(田中印刷, 1904年)においても, 柚山は半官半民の性格をもって保護されてきたので, 今後も行政の指導が必要であるとしている。
- 91) 「旧慣調査資料」(琉球政府編『沖縄県史』, 第21巻(資料編11), 琉球政府, 1967年, 621~4ページ)

- ジ)を参照。
- 92) 西原文雄「[土地整理]に関する一考察」(沖縄歴史研究会編『近代沖縄の歴史と民衆』, 沖縄歴史研究会, 1970年, 81~109ページ)を参照。
- 93) 恩師の横井も, 1893(明治26)年9月に東京帝国大学農科大学講師となる直前の「浪人」時代に, 農民の利益を擁護する団体の結成を考え, 「農民倶楽部」を設立している。
- 94) 小林三衛『国有地入会権の研究』, 東京大学出版会, 1968年を参照。
- 95) 渡辺惇「一林業技術者のみた謝花昇像(2)」(『林業経済』, 第270号, 1971年, 48~9ページ)を参照。
- 96) 横井時敬「愚なる林野の統一」(大日本農会編『横井博士全集』, 第四卷, 横井全集刊行会, 1925年, 186ページ; 横井時敬「部落林野の處分」(明治43年9月)(大日本農会編『横井博士全集』, 第十卷, 横井全集刊行会, 1925年, 195~8ページ)。
- 97) 共有金問題などを『沖縄時論』で追求した中心的な人物は, 佐々木笑受郎(1868-1936)である。富山一郎によれば, 佐々木笑受郎のいう解放は, 地方制度改革, 土地整理事業の完遂, 旧慣の廃止という制度的な側面だけでなく, 商品生産の拡大にともなう経済的自由というべき内容を有しているという。佐々木笑受郎は, その他にも土地制度の改革(地割制度の廃止), 農業経営のための農工銀行の設立などを主張している。富山一郎, 前掲論文, 2002年, 217~8ページを参照。
- 98) 西里喜行によれば, これは本土の運動と結びつくことが困難であった上に, 沖縄県の農民との結びつきを強めて推進していこうとする努力が足りず, この点で沖縄県の住民に運動の訴えが浸透していかなかった。西里喜行『論集・沖縄近代史—沖縄差別とは何か』, 沖縄時事出版, 1981年, 238~58ページを参照。
- 99) 田里修「沖縄県における自由民権運動」(『歴史評論』, 第415号, 1984年, 107~22ページ)を参照。この運動の評価は分かれている。新川明, 前掲書, 1996年, 159~212ページ。
- 100) 1910(明治43)年になって公債処分=秩禄処分が行われた。また王府時代以来の地方役人層も, 琉球処分以後も, その地位と特権(ある種の免税)が認められていた。金城正篤「[琉球処分]と農村問題」(沖縄歴史研究会編『近代沖縄の歴史と民衆』, 沖縄歴史研究会, 1970年, 29~52ページ)を参照。
- 101) 石田正治, 前掲書, 2001年, 77~82ページを参照。
- 102) 伊佐眞一編, 前掲書, 1998年, 362~6ページ。
- 103) この間の状況については, 「農工銀行と金融関係関連資料」(知念善栄編, 前掲書, 1983年, 289~326ページ)を参照。
- 104) 謝花昇「農工銀行と産業組合」(『中央農事報』, 第13号, 1901年, 13~5ページ)。
- 105) 比屋根輝夫・伊佐眞一編『大田朝敷選集』, 中巻, 第一書房, 1995年, 204~6ページ。この問題に対して大田は, 生産会社の設立あるいは生産販売組合の設立を提言している。
- 106) 高橋昌・横井時敬『信用組合論: 附生産及経済組合ニ関スル意見』, 赤松五郎, 1891年; 横井時敬「田舎に於ける都會熱并に之れか豫防策」(『大日本農会報』, 第232号, 1901年, 1~9ページ)。
- 107) 横井時敬『小農に関する研究—日本の農業及農村に関する根本的研究』, 丸善, 1927年を参照。
- 108) 大鎌邦雄「解題「殖産興業」政策と農会」(武田勉編『中央農事報』, 第2巻(明治34年), 日本経済評論社, 1978年, 16~8ページ)。
- 109) 須々田黎吉「解題 系統農会の成立と『中央農事報』発刊の意義—其の一大日本農会からの分離独立を中心に」(武田勉編『中央農事報』, 第1巻(明治28年・33年), 日本経済評論社, 1978年, 1~19ページ)。
- 110) 前田の場合, 産業と実業は同義語であり, 地方産業の振興運動は, 産業組織化の運動あるいは実業団体運動とも称されている。武田勉「解題 明治三〇年代の全国農事会運動—農会指導者交替とその時代的背景」(武田勉編『中央農事報』, 第4巻(明治36年), 日本経済評論社, 1978年, 1~17ページ)を参照。
- 111) 安良城盛昭「日本史像形成に占める琉球・沖縄史の地位」(『地方史研究』, 第197号, 1985年, 17ページ)を参照。
- 112) 横井時敬「農民黨を組織せよ」(明治41年12月)(大日本農会編『横井博士全集』, 第八卷, 横井全集刊行会, 1925年, 502ページ); 横井時敬「駒場出身の代議士」(大正4年5月)(大日本農会編

- 『横井博士全集』, 第十卷, 1925年, 419ページ)。
- 113) 松島泰勝『沖縄島嶼経済史—一二世紀から現在まで』(藤原書店, 2002年, 190～5ページ)によれば, 謝花の経済思想は, 沖縄の内発的発展に大きな示唆を与えているという。
- 114) 仲吉朝助「県下の糖業と農業経済の關係併に其救済政策 (一二)」(琉球政府編『沖縄県史』, 第16巻(資料編6), 琉球政府, 1967年, 895～8ページ)。
- 115) 西原文雄「仲吉朝助について」(西原文雄, 前掲書, 1991年, 149～94ページ)。
- 116) 大江健三郎, 前掲論文, 1974年, 15～9ページ。さらに大江は, 沖縄の日本復帰を見据えて, どのような悲劇が沖縄で繰り返されることのないように願うとしている。
- 117) 柳本通彦『明治の冒険科学者たち—新天地・台湾にかけた夢』, 新潮新書, 2005年を参照。

Noboru Jahana and Agricultural Thought

— Okinawa and Modern Agricultural Science —

Nobuhisa NAMIMATSU

Abstract

Noboru Jahana (1865-1908) was born in Okinawa prefecture, and studied agricultural science as a foreign student at the prefectural expense in Tokyo. After his graduation he became a prefectural official in an agricultural department. But his opinion was opposed to the prefectural governor on land questions, and he resigned his office. He led a people's rights movement, but his movement suffered a setback. He died at the age of 43. Many treatises on his rights movement have been already published, but there are few treatises on a relation between modern agricultural science and his movement.

Jahana's agricultural thought was formed through the process of his actions in which he demanded the economic independence and self-government of Okinawa prefecture. His main theme was agriculture and land questions. His thought was based on modern agricultural science when he intended to solve the question. Modern agricultural science had some faults, but held rationality on agricultural management and technology. He had to present the Okinawa promotion plan out of necessity in the prefectural office. The plan couldn't be completed because unfortunately he died quite young, but his graduation thesis, book and two treatises on sugar industry gave us his valuable, or important idea.

But many traditional practices in Okinawa were an obstacle to the materialization of Jahana's plan. And his plan was confronted with prefectural irrational policies. He was transferred to a new position, but he didn't lose the rationality of his plan. He was not a scientist by nature and didn't carry out a modern agricultural policy, but he had scientific ideas. That is why he resisted political power on one hand and was opposed to local egoists (farmers and peasants) on the other. His actions caused a tragedy.

Keywords: Noboru Jahana, Okinawa Promotion Plan, Modern Agricultural Science, Agricultural Thought, Sugar Industry